

各部会の開催状況について

	琵琶湖部会			淀川部会			猪名川部会		
10月	5回	10/12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 淀川水系(琵琶湖等)の環境、人と川との関わりの現状について、委員と河川管理者から情報提供。 ・ 検討すべき課題について、委員からの意見陳述と意見交換。 ・ 一般傍聴者からの意見聴取。 	8回	10/31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鴨川上流域の現状について委員から情報提供。 ・ 検討すべき課題について、委員からの意見陳述と意見交換。 ・ 一般傍聴者からの意見聴取。 	5回	10/9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猪名川の現状（人と川との関わり等）について、委員と河川管理者から情報提供。 ・ 猪名川の現状と諸問題、猪名川モデルの骨子（案）について意見交換。 ・ 一般傍聴者からの意見聴取。
11月	6回	11/1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 淀川水系(琵琶湖等)の環境、人と川との関わりについて、委員と河川管理者から情報提供。 ・ 検討すべき課題について、委員からの意見陳述と意見交換。 ・ 一般傍聴者からの意見聴取。 						
	7回	11/20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 琵琶湖湖西、安曇川を河口部から源流域までを現地視察 ・ 地域住民による安曇川の現状と課題等についての説明。 	9回	11/26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討すべき課題について委員による意見交換 ・ 住民意見の聴取方法についての意見交換 ・ 一般傍聴者からの意見聴取 			

注： は現地視察です。

概 要

琵琶湖部会

第5回(10/12)……………P. 2

第6回(11/1)……………P.11

第7回(11/20・現地視察)……………P.20

淀川部会

第8回(10/31)……………P.22

第9回(11/26)……………P.31

猪名川部会

第5回(10/9)……………P.32

< 琵琶湖部会 >

1. 第5回琵琶湖部会の概要

(1) 開催日時

平成13年10月12日 13:50～17:20

(2) 概要(部会速報(暫定版):11月27日現在)

1. 第5回委員会の概要

・第5回委員会の概要について、資料1を用いて部会長と庶務より説明があった。

2. 琵琶湖を中心とする淀川水系の現状(環境、人と川との関わり)についての情報提供 河川管理者からの主な説明

資料2を用いて、淀川水系の現状(人と川との関わり)についての説明があった。

・洪水から街を守る

- ・水防活動は、河川改修と並ぶ「車の両輪」であり、その両輪によって、我々の生命、財産が守られている。
- ・水防活動は水防法に基づいて行われており、実施主体、責任は市町村にある。県は水防計画の策定、洪水予警報、水防警報など、活動支援を行う責務を負っている。
- ・水防団の課題としては、団員の高齢化、サラリーマン団員の増加により、緊急時の対応が難しい点、周辺の水防に対する理解の低下、などが挙げられている。
- ・洪水に関する情報提供としては、浸水地域、避難場所等を示した洪水ハザードマップ原案等が公表されている。

・水利用について

- ・水を利用する側でもさまざまな節水対策が行われている。一方、河川管理者も節水意識啓発のためのパンフレットの作成をはじめ、様々な活動を行っている。
- ・河川の水量については、野洲川は上流で取水され下流の水量が非常に少なくなって、瀬切れ(水の流れが途絶えてしまう状況)がおこることがある。姉川は多くの堰があり水が高度に利用されているが、野洲川と同様の状況が発生している。
- ・水面利用のトピックスとしては、琵琶湖の湖上を船で渡って、大津市内の道路の渋滞を回避しようという社会実験が計画されている。

・河川利用について

- ・瀬田川洗堰の上流ではボートや釣りが、下流ではカヌーやラフティングが盛んに行われている。野洲川の落差工の付近では、釣を中心とした利用がある。
- ・河川利用の特徴として、堤防の天端に道路が兼用してつくられているという状況がある。また、ゴミの不法投棄や堤外に民地が残っている等の問題がある

・琵琶湖における生業(なりわい)について

- ・琵琶湖の漁業経営体数、漁船の保有台数、漁獲量は減少傾向にある。琵琶湖の漁業は、漁具の

発達等によって、待ちの漁法から攻めの漁法へと変化した。

- ・ヨシについては、従業者数、製品出荷額ともに減少している状況にある。

(質疑応答)

- ・「待ちの漁法が攻めの漁法に変化した」と説明されたが、昔から待ちと攻めが両方あり、現在は待ちの漁法ができなくなっただけというのが事実である。また、水産業の大きな変化として、湖面の漁業が大きく衰退し河川の漁業だけが残っていることが挙げられる。
- ・改めて詳しい情報を提供頂ければありがたい。(河川管理者)

村上委員からの主な説明

資料3 - 2を用いて、目的合理型計画の功罪と形態交流社会の可能性、ラムサール条約と淀川水系流域管理、についての説明が行われた。

・目的合理型計画の功罪と形態交流社会の可能性

- ・新河川法で新たに加わった「環境」という言葉は多様な意味を含んでおり、今まで治水、利水が主であった中でこぼれてきた雑多な要素を一言で丸めてしまったもの、と言える。従って河川整備計画は治水、利水に加えて多くの事柄を目標にすることになる。しかし、それらはトレード・オフの関係にあるため、どのように総合的に望ましい状況にするのか、良い川とは何か、非常に難しい問題である。
- ・物事の進め方には大きくは資料に示した2種類、目的合理システムと形態交流システムがある。
- ・目的合理システムはこれまでの河川管理、行政、企業の物の進め方といえる。これは、まず目的ありきの進め方で、目的達成の面では非常にすぐれ、時間的、コスト的にも効率が良い。ところが、この進め方では、ある部分はうまくいくが、全体でみるとおかしな事が起こることがある。
- ・目的合理システムで生まれる問題を解決するには、形態交流システムに変える必要がある。形態交流システムとは計画や事業に関わるそれぞれの組織や人がお互いや周囲の状況を判断しつつ活動し、問題が起こったら、もう一度目的を探し直す進め方である。
- ・今後、全利害関係者が集い、計画を作りながら、事業を実施して常に計画を塗りかえる、という進め方に変えていく必要がある。
- ・形態交流システムがうまく機能するためには、そこに关わる人のコミュニケーション能力の向上が鍵となる。この場合、人と人だけではなく、川と人とのコミュニケーションも含んでいる。
- ・川のことにも地域のことに詳しく、合意形成能力も持っている「川守さん」というような人物を提案したい。今、河川管理者はそこまでは賄いきれておらず、住民団体も河川管理者がやっているほどの仕事はできていない。そこをトータルに賄う「川守さん」のような人材の育成が非常に大事だと思う。

・ラムサール条約と淀川水系流域管理

- ・ラムサール条約は今後の議論に大きく関係するため、幾つかの誤解を最初に解いておきたい。
- ・a . 日本人は河川や琵琶湖を「湿地」とは言わないが、条約中の湿地(wet land)という言葉は「水のある土地」という意味で、湖や河川等も含んでいる。この条約は水の溜まっているところ全てを保全する条約である。
- ・b . この条約は「水鳥保護」条約と思われているが、湿地の生態系とそれと共にある人の生活

や文化などを総体として保全しようという条約である。

- ・ c . 登録された湿地のみが条約の適用対象と思われがちだが、条約が定めている保全の対象は締約国に存在する全ての湿地である。
- ・ 資料3 - 2 にラムサール条約の締約国会議で採用された決議と勧告文を掲載した、住民参加と流域管理に関わる部分は今後の流域委員会の議論に有用と思われる。特に、住民参加について、「利害関係者相互の信頼関係を築くことが重要で、そのためには仲介人となる人材が必要」と記されている点を強調したい。

(質疑応答)

- ・ 現在、ラムサール条約は単独の湿地というよりも、流域というものを海岸まで含めて、「river basin project」という考え方で動いていると聞く。(部会長)
- ・ その通りである。それに関する決議文も今回の資料に入れている。(村上委員)

寺川委員からの主な説明

資料3 - 1 を基に、水上バイクの現状と問題点等の説明が行われた。

- ・ 水上バイクについては、水質汚染が最も重要な問題であるが、騒音や悪臭、湖岸の環境、人身事故、規制の不備等、様々な問題がある。
- ・ 新海浜では水上バイク関係車両の進入によって松林が伐採される等、湖岸の環境破壊が進んでいる。大津市柳が崎などは水上バイクのメッカになっているが、取水塔周辺を走行する水上バイクが排出する油による飲み水の汚染の危険性、近くを泳ぐ子供の健康や安全等の問題がある。新旭町では湖岸での水上バイクの利用自粛を訴えているが、全く効果がない、誰も注意しない、という状況である。安曇川町では水上バイクの規制強化を求める県条例の制定等を町議会で議決した。
- ・ 旧運輸省では 1999 年に水上バイクの水質調査を行ったが、ベンゼン、トルエン、MTBE など発がん性のある、あるいは疑いのある物質が、環境基準を上回る数値を示した結果が報告されている。滋賀県の調査でも 22 ヶ所の取水口付近のうち 1 ヶ所でトルエンが検出されているが、アメリカの調査等と比べると不十分であり、水上バイクが集中する日曜、祭日に行っていないなどの問題もあるため、知事が安全宣言を出したことは問題がある。
- ・ 湖上で走行している水上バイクの 2 割程が特殊なオイルが必要な改造型であり、燃費効率も悪く大量の油が琵琶湖に流入している。
- ・ カリフォルニア州の規制状況では、水上バイクだけでなく有害なものについては早急に禁止するなどの措置を行っている。日本各地でも、水上バイクの規制等が進んでいる。国土交通省が直接管理しているわけではないが、琵琶湖の水は近畿 1,400 万人の飲料水でもあり、生態系の問題等も含め、大きな問題である。
- ・ 琵琶湖における水上バイク問題を抜本的に解決するため、国土交通省、厚生労働省、環境庁の 3 省に対しては取り締まりのための法整備等の要望、日本舟艇工業会に対しては不良製品の販売停止の要望を 9 月に提出した。
- ・ 「日本の水道水が安全なのは水質の検査項目が少ないからだ」と言われるように、欧米に比べると検査基準が大雑把であり問題である。水上バイクの水質汚染問題にしても、年平均で考えるのではなく、一時的、局所的な部分も考慮しなければいけないと思う。量も重要であるが、

それとともに質の管理をきちんと行うことが、今後の課題である。

(質疑応答)

- ・滋賀県は水上バイクの水質調査を2回行っているが、市民レベルでも身銭をきって水質調査をしている。行政の調査は完全ではなく、市民の素早い情報収集能力と発信力を活かせるよう市民レベルの調査に対して、行政からのバックアップすることも必要だと思う。
- ・市民レベルの声をどのような方法で聴取するか、ご指摘の点も含めて流域委員会でも議論しなければならないと思う。(部会長)
- ・8月に滋賀県が行った水上バイクの試験走行等の調査結果については、県議会で知事が、「時間及び空間的に局所的であると認識しており、今直ぐには水上バイクを全面禁止にはしない」という見解を出した。今後、県では琵琶湖の適正利用懇話会をつくり、水上バイクの問題等について検討する予定である。(滋賀県)
- ・湖面利用については、治水、利水、環境の全てを考えることが重要であるため、関連する委員会の資料など、県からも情報提供をして欲しい。(部会長)
- ・懇話会での検討が始まる前に、知事が安全宣言を出したのは問題があると思う。
- ・琵琶湖は基本的には誰もが自由に使用することができる。湖面を市町村に分割するなど管理のルールづくりを考える必要があるのではないか。
- ・この問題については、広い意味での河川の管理という難しいが大変重要な問題であり、今後議論をする必要があると思う。(部会長)
- ・琵琶湖の各地の浜には掟があり、その掟を周知徹底している浜はルールが守られているが、そうでない浜では守られておらず、そのような状況がだんだん広がっているのが現実である。
- ・懇話会に水上バイク問題について懸命に取り組んでいるグループが含まれていないのは、公平性に欠けると思うので、公開討論会を開催し、オープンな場で議論して欲しい。現在、休日には200台もの水上バイクが湖面を走行していると考えられ、来期を待たず、早急に対策を取るべきである。(寺川委員)
- ・この件について県は十分に考えて頂きたい。(部会長)
- ・水上バイク関連の資料については、インターネットでも公表している。(滋賀県)
- ・懇話会のメンバー等は全て公開しており、その中には県民公募委員も含まれている。また、公聴会を開き、一般からの意見も踏まえた議論を行っている。(滋賀県)
- ・懇話会では、湖面利用のルールづくり等について議論しているが、水上バイクの利用については、来シーズン迄には結論を出したいと考えている。(滋賀県)

3. 一般傍聴者からの意見

- ・丹生ダムに関連する工事によって姉川に濁水が流れ込み、漁業に被害を与えている。工事による濁水についてどう考えているのか。
- ・春になると農業排水のため湖岸一帯が濁るが、過去に農業排水について調査しているのか。
- ・琵琶湖の水を浄化するよりも、琵琶湖に流入する水を先ず浄化することが、琵琶湖の水質を浄化するためには大切ではないか。
- ・濁水の問題等について、今後の課題として流域委員会で検討して頂きたい。
- ・濁水問題については問題意識を持っており、対応している。完全な対応というわけではないが、

今後も漁協と協議を行い、対応していきたい。（河川管理者）

- ・水上バイクから排出される物質が、熱等によって化学反応を起こし、有害物質に変化する可能性もある。排出される物質がどのような影響を与えるのかを事前に見極めてから、水上バイクを使用する必要があるのではないか。
- ・漁業者の意見を代弁すると、水上バイクの問題で最も影響を受けるのは人間よりも弱い存在の魚類であり、漁業者が先ず被害を受ける。しかし、漁業への被害は、水質のように定量的に計測できないため、状況を把握するには時間がかかる。（委員）
- ・魚類が活発に活動する4月下旬から5月にかけて、農業排水による泥水が琵琶湖沿岸部を覆う。それが、魚の餌となるプランクトンの発生を阻害し、漁獲量の減少につながる要因となっていると思われる。特に、圃場整備が始まる前とその後三十数年を比べると、漁獲量は4分の1に減少しており、流域委員会で何が要因であるのか検討して頂きたい。

4．意見交換

水質問題（濁水等）について

- ・濁水の問題等について農業関係の研究機関等、委員以外の様々な機関からも情報提供して頂いて、議論することは、この委員会の情報の出し方から見ても重要ではないか。
- ・濁水の問題が魚類に与える影響は重要であり、湖の中の視点から以下の点を指摘したい。この30年間で琵琶湖の浅い部分の泥質が多くなったり、侵食によって陸上の砂浜が湖底に提供される等、底質が大きく変化した。その原因は、河川改修等によって流入河川から琵琶湖への土砂が減少したこと、琵琶湖に流入する土砂が泥質になったこと等が考えられる。単に濁水の問題だけでなく、河川改修が琵琶湖に及ぼす影響等、関連する一連の流れを議論する必要があるのではないか。また、湖の浅い場所の生態系への影響も議論した方が良い。
- ・濁水が問題で琵琶湖のアユがどれだけ減少しているかという論文を書いているが、有機質より、無機質に近い濁水が問題である。この件については近々、部会で報告したいと考えている。
- ・濁水の問題については是非、情報提供をお願いしたい。（部会長）
- ・濁水と漁業の関係についての話があったが、その原因は人為的なものなのか、自然的なものなのかははっきりしない面がある。
- ・濁水の発生源は流域上流の山腹の裸地などであり、河川堆積した土砂は河道にたまり、洪水によって発生した濁流は流域下流まで流れる。このため、濁水の物理的な側面について説明するにあたっては、流域全体で考える必要がある。
- ・最終的に濁水の成分は湖底に堆積するため、湖底の堆積物、底質が長期間にわたって変化するのは自然の摂理だと思う。また、北湖と南湖では水深が異なるため、冬場に水の移動が起こり、南湖の有機物が北湖に運ばれて北湖の底質が悪くなる要因ともなっている。
- ・濁水の原因として、ダムの工事以外に、ダム完成後の管理の仕方によって濁水が長期化することがあると聞かすが、ダムの管理についてどう予定されているのか、教えて欲しい。
- ・ダムによっては濁水が長期化する場合があり、その状況もダムによって様々である。現在、バイパストネルの設置等、様々な取り組みをダムによっては行っている。（河川管理者）
- ・丹生ダムについても濁水のシミュレーションを行っているが、濁水の長期化は殆ど起こらないだろうという結果となっている。これは、丹生ダムでは選択取水設備を導入し、任意の水を放

流す操作ができるしくみにしているためである。(河川管理者)

- ・ダムが完成する前の予測とダムが完成した後の実際のデータが、比較できるような情報等があれば、様々なことを考えることが出来るので提出して欲しい。(部会長)
- ・10年程前に、ダムができてからのフォローアップを行う委員会を設立している。管理ダムの完成後のフォローアップ調査のデータを調べ、報告する。(河川管理者)
- ・選択取水設備の導入によって、導入されていない場合より水質が改善されたことは十分評価すべきだが、ダムがない場合の状態には達しておらず、その達成率を知りたい。このような改善率や達成率等がわかるデータがあれば、断片的でもいいので提出して欲しい。(部会長)
- ・淀川部会では、様々なダムの選択取水設備がある場合とない場合の流入や流出の水温を示しているの、該当する部分を次回の琵琶湖部会で説明する。(河川管理者)
- ・細かい粒子や粗い粒子等、濁水の種類にも色々ある。例えば、魚類では細かい粒子の方が死亡率が高いというデータもあり、選択取水設備を導入しても、細かい粒子の場合は下流に放流されてしまう場合があれば、問題である。
- ・農業排水等について、濁水の何が問題であるか十分整理されていない。解決策の方向性を示すため、流域委員会で議論する必要があると思う。
- ・偶然の一致かもしれないが、各河川でダムが建設されてから後、アユの冷水病が問題になっている。この問題は選択取水設備の導入によって、改善の方向に向かうと思うが、アユにとっては水温調節も濁水の問題も大切である。
- ・この件については、データを提供して頂きたい。(部会長)
- ・丹生ダムについては、「河川管理者」から、どのような方向で議論して欲しいといったことは一切言われていない。流域委員会で議論した上で、意見がまとめられその内容をもとに、「河川管理者」が整備計画の案を策定するという事になっている。従って今、ダム問題を議論しているのは、前提としているわけではなく、ダムの操作の問題等についても、重要な問題であれば、流域委員会で議論することはあり得ると思う。(部会長)

検討すべき課題について

庶務より資料4について、説明が行われた。

・検討の視点について

- ・従来の河川の計画は、水の物理的な問題の解決が主であったが、今後は地域によっては水の生物学的問題や環境的問題が主となる場合もあり、問題の性質が多様化するとともに、議論の前提となる時間軸、空間軸も幅広く意識する必要がある。このような状況では、統一的な管理目標を設定するよりも、地域ごとに議論を深めて共通の目標を作り上げることが必要である。
- ・時間軸、空間軸の話が出たが、問題ごとにどのスケールで議論すべきか確認しながら議論していく必要がある。
- ・人間の目だけではなく、魚の目でも見る必要があるのではないか。水上バイクの問題でも、人間には許容範囲であっても、魚には許容範囲でないこともあると思う。研究機関等での調査も並行させながら、県サイドでもそのような視点で調査する価値はあると思う。

- ・丹生ダムについてシミュレーションされていると言われたが、人間の感覚レベルではなく、魚レベルくらいでシミュレーションを行えば、もう少し良い方向に変えられるのではないかと。
- ・法律に関する問題について
- ・ある一定の政治的なプロセスを経て法律のもとで決定されてきたことの経緯と、我々が議論していること、流域委員会で出す結論との関係を認識する必要がある。その場合、当事者を含めた多方面からの情報提供が必要となる。行政法上の解釈も念頭に入れた議論が必要だと思う。
- ・委員会でも法律に関して少し議論があった。現在、流域委員会には法律の専門家は1人しかおられないので、その方にこの部会で発言頂くなど、多方面から議論することが重要である。（部会長）
- ・これからの河川管理の体制を考えることは非常に大きな問題である。住民と行政がどう付き合っていくかが流域委員会の議論の中で、非常に重要になると思う。法的な部分もかなり関係してくるので、法律分野の専門家の意見も聴く必要があると思う。
- ・今後の議論の進め方について
- ・同じ土俵での議論ができていないように感じており、まず何を議論すべきかをはっきりさせないと解決できないように思う。また、行政の人たちは組織としての考え方で、個人としての考えではなく、発言がかみ合わないように思う。行政も、国家のための河川管理ではなく、市民のため、という視点で話して頂くと、同じ土俵で話ができる。
- ・大きい琵琶湖を語らずして淀川水系は語れないので、いろいろな問題が多々出てくる。どう進むかはわからないが、とりあえず何でもいから琵琶湖、淀川について話をするすることで、次に進んでいくのではと思っている。
- ・乱暴な言い方をすると、ここで琵琶湖の問題を審議しても、河川管理者は「関係ない」と思っているかも知れない。同じ土俵に上がっているのかも不明である。
- ・この流域委員会では、今までのやり方をまるっきり変えようとしている。今は現状認識の段階として、情報を大小問わず出し合い、それを踏まえて次に課題を議論しようとしている。「これはここには出すべきではない」などと考えず、「これが問題だ」と思うことは、どんどん出して頂きたい。行政も「市民のため」の河川管理を目指しており、そのためにこの流域委員会のようなやり方も行っている。（河川管理者）
- ・「市民のための河川管理を目指している」と云われた河川管理者を信じることにする。
- ・滋賀県でも、同じような形で淡海の川づくり委員会を進めているが、流域委員会で議論された内容についても参考にしたい。最終的な決定場所はそれぞれあるが、お互い積極的に情報提供や連携をして進めていきたい。（滋賀県）
- ・流域委員会で結論が出ない諸問題について、流域委員会としてどのようなアウトプットを出して、非常に難しい問題を扱う仕組みを考えていくかが大切。また、NGO等が有効に機能するための仕組みや具体的提案まで流域委員会で議論する必要があるのか、はっきりさせておいた方がよい。
- ・来春に河川管理者に対して出すアウトプットについて、「ここを中心に最低限まとめましょう」という共通のイメージを持つ必要がある。イメージを共有した上で、住民の意見聴取や現地視察について決めていく方がよいと思う。今、絶対必要と私が考えるのは湖面利用のあり方、

丹生ダムの問題、濁水問題、水のしくみの変化による琵琶湖への影響等が挙げられる。これらは共通認識として出てきていると感じる。

- ・これからの部会の進め方について皆さんの意見を聞きたい。「整備計画に対して最低限議論すべき項目を先に決めて、議論したい」という意見があったが、これは今までのここでの私の進め方とは正反対である。（部会長）
- ・この流域委員会はスケジュール的に長いようで短いため、いくつかの問題は、ある程度見通しを持って、一定の結論を出しておいた方がよいと思う。但し、結論を出せなかった問題の扱いを考えることも、この流域委員会の課題だと理解している。また、国土交通省だけでなく、農水省や環境省など、他省庁や県との連携も必要であるため、次の受け皿を考えていくことも必要である。
- ・私はこれまでのこの部会の進め方を希望したい。この流域委員会で整備計画の枠組みを今から考えた上で、従来のものと見比べて合わすという方法がとれると思う。ただ、過去にどのような経緯があったのかを見直すことは必要であると考えている。
- ・一見、遠回りの議論が多いように思われるかも知れないが、これから整備計画が最終のアウトプットであるとしても、途中の成果物が実は非常に大事なのかもしれない。
- ・過去と現在に関する情報提供を先ずするというのが、この流域委員会のあり方で、まだ終わっていないと考えている。そして、河川に対する考え方や思いについても必ず聴くと委員会で決められており、これらを聴く前に個々の問題について議論を始めるのはこれまでの流れで考えると不可能だと思う。次回の部会までに、皆さんのお考えを聞きたい、場合によっては私の意見とは無関係に多数の意見に従う。（部会長）
- ・私は、私たちが4月頃までに整備計画の原案をつくることは考えていない。「河川管理者」が整備計画を作るときに「これだけは考えに入れるべき」という事項と内容をつくれれば十分だと思う。その後、「河川管理者」が出された原案についてどうするか、をまた議論していくと思っていた。この辺のことは次回部会の一番はじめに議論したい。（部会長）
- ・部会長は3月の段階で、私たちが原案までつくる必要はないと云われたが、委員1人1人の中である程度持っておく必要があると思う。そうしないと、個々の専門の範囲でしか考えなくなる。一人一人が計画をつくる立場に立って議論していくべきである。
- ・その通りだと思う。知恵を出すのは行政ではなく住民であり、その住民の知恵をいかに汲み上げるかが行政の役割であると個人的に思っている。（部会長）
- ・その他
- ・全ての河川事業に費用便益分析の概念をあてはめられるかという問題がある。河川管理者から、便益と費用の考え方を示して頂き、それを踏まえてどのような目標を持つべきか、議論を一度したい。
- ・費用便益の問題について、委員として考えられていることも一度話をして頂きたい。（部会長）
- ・現在行っている河川事業について、現段階では絶対に整備が必要であると思われるが、人間の暮らし方次第では、整備する必要がない状況にできたのではないかという事業もあり、このような議論もする必要があるのではないか。（部会長）

- ・海外には自然再生に向けて住民も参加して進めるプログラムを持つおもしろい河川が多い。日本で、もしそのような河川があれば是非見たい。また、河川管理者がそのような情報を多く持っているのであれば、是非提供して欲しい。
 - ・日本や海外のおもしろい河川の情報について、是非、委員や「河川管理者」から情報提供して頂きたい。（部会長）
- 現地視察について
- ・現地視察については、現段階で行うかどうかという議論がある。また、一本の河川を上流から下流まで一通り見るという意見が3委員から寄せられている。現地視察を行うのであれば、住民の意見を聴くという試みもしたいと考えている。（部会長）
 - ・基本的に一度でも多く現場に行った方がいい。安曇川の上流から下流までの視察もとてもよいと思ったが、これまでの議論等も踏まえると、今の時期に丹生ダムが関係する高時川、姉川を上流から下流まで再度視察する必要があると思う。
 - ・いろいろ議論をした上で「この問題については現場を見よう」となった場合に丹生ダムを視察することはありえると思うが、今の段階で視察することに意味があるのだろうか。皆さんのお考えをお聞きしたい。（部会長）
 - ・安曇川、姉川には人工河川という稚魚を育てている場所があり、琵琶湖の魚の拠点となっている。ここの上流で起こっていることが、今、琵琶湖漁業を揺るがす重要な問題である。委員の皆さんに是非視察してもらい、議論して欲しい。
 - ・安曇川は国土交通省の直轄河川ではないため、河川管理者も知らないことが沢山あると思う。データで見るのではなく、実態を総合的に見るという意味で現地視察は大事であり、河川管理者と委員と一緒に視察したいと考えている。

5．今後の部会について

- ・流域委員会では、住民意見の反映方法について提言する必要があるが、その反映方法をどうするか、委員から意見を出して頂きたい。（部会長）
- ・琵琶湖部会は琵琶湖で閉じてしまっているわけではないので、琵琶湖に重点を置きながら、琵琶湖以外の淀川水系についてどう考えるのか、今後検討すべき項目の中で出していただきたい。また、一般傍聴者の方でも検討すべき項目があれば、教えて頂きたい。（部会長）
- ・第6回部会は11月1日（木）13:30～17:00、クサツエストピアホテルを予定している。
- ・第7回部会は12月21日（金）午前中、ピアザ淡海を予定している。
- ・現地視察については11月20日に開催するという方向で庶務より案内を出す。（部会長）

以上

注1：速報は、会議の概要をできるだけ早くお伝えするものであり、随時修正される可能性があります。なお、議事内容の詳細につきましては議事録をご確認下さい。最新の速報及び確定した議事録はHPに掲載しております。

注2：委員名については、情報提供を行った委員のみ記載しています。

2. 第6回琵琶湖部会の概要

(1) 開催日時

平成13年11月1日 13:30～17:20

(2) 概要(部会速報(暫定版):11月27日現在)

1 琵琶湖を中心とする淀川水系の現状(環境、人と川との関わり)についての情報提供 井上委員からの主な説明

資料2-1を用いて、琵琶湖における湖面利用の状況、およびウォータースポーツ実習についての説明が行われた。

.琵琶湖における湖面利用の状況

- ・琵琶湖に保管されている船はざっと8,500隻である。放置されているものを含めると、11,000隻になる。エンジンのついていない船は、3年に一度検査を受ける必要があるが、約1,000件の検査切れの船がある。特に水上バイクは、検査が切れるとそのまま使わなくなる場合が多い。
- ・今後3年は、持ち込みのボート(例えばバスフィッシングのためのボート)等の数は増加し、水上スキー等については横ばいが予想されている。
- ・琵琶湖のマリーナ・保管施設は、北湖西岸では約20カ所のうち19カ所が自然湖岸(砂浜)を利用している。海外では湖岸を利用したマリーナ・保管施設は少ないが、琵琶湖は海外に比べウォータースポーツの歴史が浅いため、貧弱なマリーナ・保管施設が多い。
- ・今後デフレが続けば、琵琶湖に残されている自然湖岸(砂浜)等にボート等を安く預けられ小資本で運営可能な保管業が増加しそうだ。
- ・琵琶湖の遊泳場は、湖西側に圧倒的に多い。これは、湖西側に自然が美しく水質のよい所が多く残されていることを示している。

.ウォータースポーツ実習後のアンケートより

- ・1995年以降、BSCウォータースポーツセンターでは、琵琶湖でウォータースポーツを通して「環境・自然を大切に思う心」を呼び覚ます直接体験を、全国の学校に提案し、実施している。2000年の参加人数は9,500人となり、増加傾向にある。
- ・修学旅行などの中学生のアンケートによると、「琵琶湖が大きい」等の感想が、大学生では「知らない事への挑戦や感動」など自分自身の変化、環境・自然への関心が覗える。町歩きや観光地めぐりでは味わえない様々な魅力が琵琶湖にはあるのだと感じる。
- ・琵琶湖の湖面利用は、自由利用から厳粛なルールのある利用へ転換することを提言したい。そのルール作りは規制というよりもパフォーマンスとして行う。地域住民自らがパフォーマンスを作りだし、琵琶湖に関わる人々の優しさを伝え、琵琶湖を体感してもらう。
- ・川でも、人々がもっと川を実感できる場所を提供すれば、琵琶湖を体験した学生達のように感動してくれると思う。
- ・(質疑応答)
- ・日本の場合、漁業については水面利用のルールが保たれてきたが、新しく湖面を利用するようになった人たちにはルールがない。この辺も、流域委員会で十分に議論していかねばならない。

- ・その通りである。水面利用のレジャーが、まだ産業としては認められていないことにも問題がある。(井上委員)
- ・問題はそのあたりにあると思う。水面利用がプライベートとしても認められていないし、公的にも管理できていない。

Q：船の登録数には上限はないのか。ある条件を満たせば全て登録可能なのか。(部会長)

A：条件を満たせばすべて登録できるが実際に使われているかどうかは別である。(井上委員)

- ・船の数が少ない時は顕在化しないが増えると顕在化する問題もある。外国ではその辺をどう考えているか、いろいろあると思う。今後、議論しなければならないのではないかと。(部会長)

松岡委員からの主な説明

資料2-2を用いて、琵琶湖の漁業に関する現状についての説明が行われた。

- ・姉川、安曇川にはダムが計画されているが、河口にはアユの産卵場があり、漁業者にとって重要な資源となっている。琵琶湖の漁民は、わずかな漁業収入から資金を捻出してアユなどの資源を維持している。
- ・姉川、安曇川では、幅200m足らず長さ1kmの範囲内で、かつて400、500人の漁民が生活していたが、現在は100人程度である。
- ・琵琶湖の変化を考える上では琵琶湖と陸をつないでいる河川は重要なキーワードである。1つの川の変化によっては琵琶湖の魚や自然を消滅させることもできる。
- ・堅田は内湖が守られ、自然が維持されている。内湖には琵琶湖で少なくなった魚も多いので、もっと大切にすべきである。内湖がなくなると漁民は半分の漁獲を失うことになる。
- ・琵琶湖の漁獲量は、昭和47年当時の40分の1近くまで減少している。本来、霞ヶ浦のように水が汚れると魚が増えるはずなのだが、琵琶湖の場合は漁獲量が減っている。ここに大きな問題がある。琵琶湖に人を支える力がなくなったように感じる。また、琵琶湖では、プランクトン食の魚が消え、琵琶湖に本来いなかった魚が増えるなどの変化が起こっている。
- ・水質も悪化している。船底に苔状のものがつくため塗料を塗ったり、漁具に防腐剤をつけなければならなくなった。また、一番影響しているのは工場排水、農業排水である。自然排水による汚れの場合は、後で水が澄み魚が戻ってくるが、農業排水や工業排水の場合は戻ってこない。
- ・73年と94年に異常湧水があったが、そのとき、20年かかっても戻せなかった琵琶湖の透明度が1mから12mまで回復した。この状況に琵琶湖を救える1つの可能性を感じた。ダムが無くても人間は生きることができる。本当にダムが必要なのか考えて欲しい。これからは、魚も、自然も、そして私たちもともに生きる、そういう方法を見つけ出す必要があると思う。

(質疑応答)

Q：漁業を生業としている方の人数の変化はどれくらいか。

A：琵琶湖総合開発以前は5,000人近くいたが、現在は1,000人不足である。(松岡委員)

Q：登録上の漁業者は1,000人だが実質はそんなにいないはずである。また、湖面と川の漁業が統計上一緒になっている。分けて考えるべきではないか。

A：漁民の数については、実際に漁に出ない人も漁民として数えている。また、琵琶湖も河口も免許は区別されていない。川と琵琶湖は同じ漁場であると考えている。(松岡委員)

Q：漁獲された魚によって、湖外に持ち出されるリンなどの量は琵琶湖に流入する汚濁負荷量のどれくらいの割合か

A：重さを考えて質問者が計算して欲しい（部会長）

Q：魚の質的な変化について感じることはあるか。

A：琵琶湖にもともといた魚が、突然獲れたり獲れなくなったりしており、腕や経験を生かして獲ることができなくなっている。（松岡委員）

小林委員からの主な説明

資料 2 - 3 を用いて、琵琶湖南湖における生物群集についての説明が行われた。

- ・昭和 53 年以降の数年間、湖底の植物や底生動物の生物群集に関する調査を行った。これは昭和 44 年の水産試験場調査との比較検討の材料となる。
- ・湖底の生物は、非常に動きが鈍いため、そこに生息しているということ自体が環境や生育条件に適合していることを示している。生物群集には、外部の要因に対して敏感に反応するものとそうでないものがある。湖底の生物は、さまざまな環境に適応しながら群集をつくり、一つの生物社会を構成している。この考えのもと、昭和 53 年の調査データをまとめた。
- ・この調査資料によると 5 つの生物群集が認められた。昭和 54 年、55 年の調査では、53 年当時に無かったものが加わったが、全体として大きな変化はない。また、昭和 44 年には、南湖にはオオカナダモがいなかったが 53 年に突然増え、58 年には一定の割合になった。
- ・昭和 44 年のデータから溶存酸素濃度の平均を見てみると、湖西の安曇川一帯、また、長浜近辺についても南湖と同程度に汚濁が進んでいるということがわかる。
- ・環境に対してものを言う場合、科学的な分析を行った上で発言するべきである。

（質疑応答）

Q：漁獲量の減少に関する松岡委員の説明と、小林委員の長年の経験との接点はあるのか。

A：私の場合、魚ではなく生物群集として見た場合にどうか、ということ伝えた。生物群集の中には、外因に敏感に反応して数を少なくするものと、それに適応して生き続けることができるものがある。昭和 44 年から 53 年というのは、琵琶湖に人間が多く関わってきた時代である。その間、それほどデータに大きな違いは見られない。私の立場でいうと、今すぐ生き物がいなくなってしまうということはないと言える。（小林委員）

Q：南湖が変わったのは、昭和 53 年以降である。今、どうなっているのかという判断はできるのか。

A：科学的な根拠に基づかずに言う事になるので難しい。昭和 60 年くらいにもう一度調査をしているが、まだまとまっていないため、答えられない。（小林委員）

1．現状に関する情報提供についての意見交換

- ・漁師の方々が、自らが漁獲量を減らすような行為をしてきたのではないかという反省を行い、自分達の将来の生活や琵琶湖を守るための行動をとるということは考えられないだろうか。
- ・これまでアユが大事な収入源となっており、それで 1 年間の家計が賄える状況だった。今これが崩れて心の余裕がなくなっている。今できることは、収穫によるわずかなお金を搾り出して資源維持をすることだけである。1 匹の魚が来年数千匹になると分かっているにもかかわらず、獲らねばならない状況であり、生活にゆとりを持てるようになって初めて力が発揮できると思う。（松岡

委員)

- ・若い人々が、漁業では高収入を望めないと判断したために漁業者が減少して、魚を獲らなくなり、資源の再生にも悪影響があったという一面もある。漁業の悪い面も全部さらけ出して話をすべきである。漁業は壊滅的な状況になっているが、それを資源の問題だけにすり替えてはいけない、という反省がある。
- ・漁民は魚を獲って日々の糧を得ており、魚や川の変化は切実な問題である。また、漁民は琵琶湖の自然とともに古代から生きてきた人として、文化的な意味も含めて大事な存在である。
- ・内湖の干拓が漁業に与えた影響についてどのように感じておられるのか。
- ・内湖には、川の流れを一旦受け止めて、琵琶湖に緩やかに流していく役割があった。この緩やかさが重要で、魚が最も弱い時期を過ごす場所だった。そのため、内湖がなくなると湖岸に頼らざるを得ず、これが、いろいろな変化が起こっている原因かもしれない。(松岡委員)
- ・淀川部会では冷水病の発生についての情報提供もあったが、そのような魚の質や病気に関する情報があれば教えて頂きたい。(河川管理者)
- ・アユや他の魚のなかには外因に負けず自分の力で生きていける魚が必ずいるので、そのような魚を助け、適切な対応もしていけば、時間はかかるが病気には負けたいと思う。(松岡委員)
- ・琵琶湖に関してではないが幾つかの意見として、河川での冷水病の増加とダム放流との間に因果関係があるのではないかと疑われている。
- ・私の住んでいる街の小川でも、斑点のあるアユが遡上しており、黒くなってやがて死んでいく。ダムとの因果関係という話もでていたが、滋賀県の方で原因等について把握していることを聞かせて欲しい。
- ・今、データで示す事はできないが、水産課等とやりとりをして後日提供できると思う。(河川管理者 滋賀県)
- ・今後の琵琶湖の行方に皆不安を感じている。滋賀県の方で 10 年先の琵琶湖を予測したようなデータがあれば頂きたい。
- ・そういうものができたら、是非提出して頂きたい。(部会長)

2. 今後の検討課題について

資料3-1、3-2の資料について庶務より「先日開催された淀川部会に提出された資料の図を元に、琵琶湖部会委員から頂いた意見を整理した暫定案である」旨説明があった。

続いて部会長より、下記の説明があった。

- ・傍聴した淀川部会では、ほとんど全員の委員が検討項目を提出していた。それに対し、琵琶湖部会では現在半分程度である、是非文書で出して頂きたい。追加も含め様々なご意見をお聞きしたい。
- ・委員から出された意見と淀川部会での議論を踏まえ、資料3-1の図を材料にまとめたものが資料3-3である。
- ・資料3-3が皆さんから提出頂いた意見がまとめて反映されたものになっているか、必ず入れるべき項目、次回以降の検討の進め方、の3点について発言をお願いしたい。

今後の検討にあたって追加、留意すべき事項

. 滋賀県、琵琶湖の独自性

- ・琵琶湖を含めた河川整備を考えるならば、他県には見られない滋賀県の河川を特徴づける大規模で質の高い河畔林について触れる必要がある。
- ・内湖は今後復元も含めた議論が必要であり、検討項目として加えるべきである。また、河川等に関する産業の位置づけや人の生業と川との関係についても議論の必要がある。
- ・河畔林や内湖等の滋賀県固有の問題も大変重要だと思うので、項目としてはっきり記述する必要があるだろう。また、産業側からみた川という括りもどこかの項目に入れておいて忘れずに議論する必要がある。（部会長）
- ・琵琶湖独自の議論として湖沼管理と河川管理とをどう考えたらよいか、という問題がある。琵琶湖は河川法上では一級河川となっているが、環境等の要素が前面に出てくると、河川と湖沼の管理の仕組みは恐らく違ってくる。区別が必要かどうか等も含めて検討する必要がある。
- ・河川整備計画に「遊び」の部分をきっちりと押し出した方が良いと思う。現在、水上バイク問題に取り組んでいるが、あれは歪んだ遊びだと感じる。海外では自然を大切にしながら遊ぶスタイルが定着しているが、日本ではそのような意識に欠けている。これからの琵琶湖には井上委員の説明にもあったように、スポーツ性のある良い遊び場所としての展望を持つ必要がある。

. 市民との関係、地域の捉え方

- ・資料には「情報共有・発信」と「住民の意見聴取・反映方法」が別項目として示されているが、これらは「市民とのコミュニケーション」として一体に考える必要がある。
- ・「情報共有・発信」と「住民の意見聴取・反映方法」については1つの項目にまとめても構わない。（部会長）
- ・行政が地域社会の運営にどう参加するのかも含めて、琵琶湖や川と地域社会の成り立ちの関係が把握できるような部分が欲しい。
- ・行政に知恵を出せと言うのではなく住民が知恵を出し、それを行政がどうするかというのが本来の姿である。この流域委員会の考え方も基本的には同じだと理解している。その意味で、地域社会をどう捉えるかは、まさにその問題に関わってくるので、どこかで必ず議論したい。（部会長）
- ・河川整備計画策定の過程に住民の参加や発想を取り入れようとしているが、「意見を聴く」という仕組みだけでは不完全である。税金を使うだけでなく住民自らも負担を負う、意見を言ったら参加ではなく責任が及ぶ、という仕組みも考える必要がある。琵琶湖淀川水系という広域的な仕組みの中で、住民の経済的な負担や地域社会が担うべき責任等についても議論すべきである。これまで出されていないようなので付け加えて頂きたい。
- ・先日の淀川部会でも地方自治論の話が出ていた。市町村レベルの地方自治よりもっと地域に密着した、本当の意味での自治についてもある程度議論する必要があると思う。（部会長）

. 環境の目標について

- ・良い生態系というものはシステムとして捉えられるのか。我々の人間活動は、様々なものにインパクトを与えながらひとつのシステムをつくっているが、環境保全をシステムの的に考えた場合、幾らインパクトを与えてもそれが吸収され従来の生態システムが維持されていけば良いシ

システムと言う考え方が可能だろうか。環境管理を行う際に、仮に管理目標となる生態システムがはっきりすれば、目標を立てやすいと思う。

・設定する地域の大小によってそこでの生態系というものは異なってくるため、目標となる生態システムを一様な形では言えない。また、生態系そのものが遷移していくものであるため、それについて大きな目標は設定できない。地域毎で考えていく必要があると思う。

・「治水」や「利水」については目標となる数値があり議論ができる。一方、「環境」について一番単純なのは、「何年頃に戻す」という目標の立て方があるが、「戻す」という言い方ができるかどうかかなり疑問があるので、どのようなものが適当なのか言う必要があるが、残念ながら生態学者はその答えを持っていない。淀川部会でも同じような話が出た。（部会長）

・今後の河川整備・管理のあり方について

・かつて河川整備が進む以前は、河川とそれ以外の区別が不明確であり、水田や内湖を通して水が琵琶湖に流入していたが、現在では宅地化や圃場整備等が進み、区別が明確化されてきた。河川と河川以外が区別されることは、治水面では良いが生態系の多様性という面からは良くないのではないかと。多様な生態系を水の循環システムにどう結びつけるか、河川とそれ以外を区別するだけでなく不明確な所をつくれるかが、課題になってくると考えた。

・山から琵琶湖、淀川までつながっているところで、ダムを整備するなど何かを足したら何かに影響が出る。足し算、引き算、割り算の理屈で、失うものと得るものを考えていく必要がある。これがわかれば見えてくることもある。また、人間が住む陸地に関してはソフトに、優しく考えていくことも必要である。

・昭和 45 年の公害国会以来、河川法も改正され、水質管理については公害の環境基準を満たすなどある程度の成果をあげてきた。しかし「環境」の時代となり、次に何をするのが問われるはずである。その時には低水管理に関して市民が持つ河川に対する価値観等が表面化してきてもよいのではないかと。これまでは先ず洪水対策を行い「安全・安心」を重視してきたが、これからは「環境」の面での価値も維持管理の対象とすることを皆が求めるようになっているのかも知れない。

・水が流れていなければ河川ではない。そういう意味で低水管理の問題を考えることは非常に重要である。

・「環境」は開放系であるという部分が特徴である。川とその周辺は不連続でないといけませんが、連続する部分もある程度考え、生態系等への影響を本格的に議論する必要がある。（部会長）

・フォローアップシステム

・流域委員会で結論として出されたものがどのように進められていくのかをチェックし、議論する受け皿をつくっておくことが重要である。様々な異なる意見も取り入れて議論できる仕組みをつくっておかないと、立派なことを決めたとしても、上手く機能しないと思う。

・実質的にどうするかは、この流域委員会の中での議論だと思っている。（部会長）

・誰が主体で、誰が責任を持つのか、水や川は誰のものか等の所有権も明確にした形でのアクションプランが必要だと思う。そういう意味では「住民の意見を聴取」ということ自身にも反発を持っており、意見を聴取して「誰が」実施するのかということが明確でなければならない。

・資料 3-3 示されている「フォローアップシステムの確立」が重要だと思っている。河川整備計

画が完成した後の追加や変更、或いはきちんと実行されているか、効果や影響などについてのチェックが必要である。（河川管理者）

- ・「フォローアップシステム」は特に大事であり、「基本的な考え方」の中で議論すべきとも思っている。河川整備計画を策定した際には分からないこともあり、実際に運用してはじめて気付くこともたくさんある。そのようなことを前提とした河川整備計画の策定が必要であるという意味で、「順応的フィードバック式計画」という言葉を資料で用いている。（河川管理者）
- ・法律上、河川整備計画は国土交通省が策定することは明白で、流域委員会の意見は「尊重される」と言葉では聞いている。このような前提で策定された河川整備計画が流域委員会での議論と全く異なるものであった場合、流域委員会が解散していたとしても委員個人は「とんでもないこと」と思うだろう。「順応的フィードバック式計画」と「フォローアップシステム」はきちんとつくる必要があるので、もう一度もっと強く位置づけるべきか考えたい。（部会長）

・検討項目の並べ方、整理の枠組みについて

- ・「治水」「利用」「環境」が同じ大きさの円でリンクしているが、こういう発想でこの流域委員会を位置づけるのか。資料の中に示されている事象も、レベルの違う事象や出来ること出来ないことが入っており、もう少し整理しながら進める必要がある。
- ・河川整備計画をつくる上で、その項目として「治水」「利用」「環境」とあることがよいかどうか、疑問に思っている。「環境」という言葉には非常に多様な要素が入っており、明文化して目標を立てる必要もあると思うが、やりすぎると抜け落ちるものもある。「治水」「利用」という項目の中に「環境」が溶け込んでいる河川整備計画にできないかと思う。
- ・この概念図を水系の理想像として捉えると「おかしい」と感じるが、3つの要素を満たす河川整備という意味では、河川整備計画の中に出てくる図としてはわかり易い。
- ・歴史的に当初、河川法は「治水」のみを目的とし、次に「利水」「環境」という順に目的化された流れからみると、資料 3-1 の図は素直な描き方であると思う。しかし、本当にこのように3つの項目が並ぶのかどうかについては、全体の基本的な考え方を議論した上で、具体的な河川整備計画をつくる際にどう考えるかを考えておく必要がある。（部会長）

議論の進め方について

- ・「どのような河川、流域が望ましいのか」という基本的な考え方をまずしっかり議論する必要がある。その上で項目の見直しをやっていけば良いと思う。
- ・検討項目、総論の前に、河川に対する理念や基本的な考え方について議論する必要があるというのはその通りだと思う。（部会長）
- ・検討項目の並べ方、枠組みをどうするかという議論を行うよりも、中身を議論した後に枠組みを作り直す方がより具体的になると思う。（部会長）
- ・部会長が作成された資料 3-3 は、河川整備計画の骨格になるものではなく、今後検討する議題が並んでいるものだと解釈してよいのか。
- ・そのように思っている。議論するための内容として整理したものである。「河川管理者」も河川整備計画に盛り込むべき項目案をお持ちではないのではないか。計画の何を議論するか、どのような項目を入れ、どうすべきか、というアイデア自体をここから受けたいのだと理解している。（部会長）

・その通りである。(河川管理者)

3. 一般傍聴者からの意見

- ・資料2-2松岡委員からの提供資料に、漁獲量の減少についての記事が載っていたが、これにはある程度外来魚の増殖が影響しているのではないと思われる。このあたりの追加説明を頂きたい。また、このような場での一般傍聴者の発言も報道関係者の傍聴も少なく、住民に認識された、開かれた会合になっていない。この事実をしっかりと捉えて頂かないと、「住民意見の聴取」といっても本当の意見は出てこないと思う。(一般傍聴者)
- ・漁民は資源維持のため、従来より大きい稚魚の放流や、外来魚の活動の鈍る冬場に放流する等の努力をしている。また、食害に対応できるような魚種については、外来種の影響はそれ程ないと考えている。(松岡委員)
- ・琵琶湖沿岸や周辺の河川、溝に関する限り、ブラックバスやブルーギル等の外来種が在来種の魚類に大きな影響を与えていると思う。ただし、琵琶湖の漁獲量が減少し始めたのは、明らかに外来種流入以前であり、外来種以外の要因によって漁獲量が減少し始めたことだけは事実である。(部会長)
- ・住民意見聴取についてのご指摘は大変ありがたい。このように意見して頂く方が必要である。どのような方法を採用すれば自主的に意見を頂けるのか、一生懸命考えているが、何かいい考えがあれば教えて頂きたい。現地視察を行う際にも、座談的に意見を聴ける場をつくる必要があるのではないかと考えている。(部会長)

4. 河川管理者からの説明および報告

滋賀県からの資料4-1についての説明

- ・琵琶湖利用の適正化に関する取り組みについては、懇話会、或いは検討チームを設け、議論を進めており、資料4-1の1にその経過や委員名簿等を掲載している。
 - ・滋賀県でも河川整備計画の策定に取り組んでおり、「淡海の川づくり検討委員会」を設置している。また、委員会の前段として、複数の市町村に跨がる河川等では、地域住民から川づくりに関して意見を聴く「川づくり会議」を設けており、委員会とあわせ2段階での議論を行っている。資料4-1の2に委員会および川づくり会議の概要を掲載している。
 - ・資料4-1の11ページの図は色落ちしている部分等があるため、後日、差し換える。
- 水資源開発公団(丹生ダム建設所)からの報告

- ・以前の部会で、丹生ダムについて従来からの継続工事については事業を進めていると報告したが、その工事について一般の方から疑義が出されたため、現在、自主的に休止していることを報告したい。ホームページに掲載している内容を資料として配付させて頂いた。

5. 今後の進め方について

- ・部会長より、現地視察、次回以降の会議について説明があった。

現地視察(11月20日)について

- ・委員の出欠予定をみると、現在、部会として成立するかどうか微妙であるため、できるだけ参加をお願いしたい。
- ・行程としては、安曇川駅で集合した後、湖岸、人工河川を視察して、安曇川本流を上流まで上がってから堅田内湖を視察したいと考えている。

- ・安曇川については滋賀県から説明頂けると思うが、説明したいという委員の方、また説明して欲しい方の推薦等あれば、庶務に連絡して欲しい。
- ・河川の周辺に住んでいる方が一般的にどのような意見を持っているのか聞いたことがないので、できれば朽木周辺で地元の方から話を聴く機会を設けたい。

次回以降の会議について

- ・次回は 12 月 21 日、9 : 45 ~ 12:45、ピアザ淡海にて開催予定である。
- ・次回は宗宮委員、倉田委員から各 15 分程度で情報提供をして頂き、その後、検討課題についての議論をしたい。
- ・次回の検討課題の議論については、資料 3 - 3 に示す、「基本的な考え方」に示されている項目について議論していきたい。
- ・寺川委員の立候補（丹生ダム問題についての資料提供および説明）を受け、次々回の会議で情報提供頂く。丹生ダム問題についてはどこかで必ず議論すべき問題であり、後々、現地視察を行う必要も生じてくるかも知れない。その前に一般的な議論もしておく必要がある。
- ・次々回以降の会議については、当初 2 時間の予定で委員の方にお伺いしていたが、3 ~ 4 時間位の時間を確保せざるを得ないので、ご了承頂きたい。

以上

注 1 : 速報は、会議の概要をできるだけ早くお伝えするものであり、随時修正される可能性があります。なお、議事内容の詳細につきましては議事録をご確認下さい。最新の速報及び確定した議事録はHPに掲載しております。

注 2 : 委員名については、情報提供を行った委員のみ記載しています。

3. 第7回琵琶湖部会（現地視察）の概要

（1）開催日時

平成13年11月20日（火） 10:00～17:00

（2）視察コース

第7回琵琶湖部会では、安曇川下流から上流に向かって移動しながら、人工河川や安曇川の梁漁や新旭町内のカバタなどを視察した。朽木の昼食会場では、安曇川と人との関わりや朽木の漁業について、地元の方からお話を伺った。

午後は北川、針畑川の源流に向かって移動し、北川第2ダムサイト予定地を視察した。その後再び琵琶湖方面へ移動し、堅田内湖を視察した。

（3）概要

アユの産卵場を人工的に造成した施設である人工河川では、施設の概要と、その効果についての説明が行われた。委員からは、人工河川の生態系への影響についての質問があった。

安曇川の梁漁が行われている箇所では、北船木漁協組合長から、梁漁の歴史と上流部のダムや冷水病の影響が深刻になりつつある現状について、写真パネルを交えた説明が行われた。

新旭町内では、町のいたるところから湧き出す水を利用した生活様式「川端（カバタ）文化」について、新旭町役場の方から説明が行われた。また、地元の方に、湧水とともにある町の暮らしについて、語っていただいた。

昼食会場に朽木漁協組合長と地元の方を招き、それぞれ、朽木の漁業の歴史と現状について、川と人との関わりについて、お話しいただいた。

北川第2ダムサイト予定地では、河川管理者からダムの概要について説明が行われた。委員からは、環境アセスメントに関する質問やダム建設の是非について意見が述べられた。

堅田内湖では、他の内湖とは違った、多種多様な生物が生息している独自の生態系について、琵琶湖博物館の方に説明していただいた。

淀川水系流域委員会 第7回琵琶湖部会（現地視察）行程

<説明していただく人:推薦者>

10:10	JR安曇川駅出発	
	↓ (13)	
10:23 10:43	◎人工河川(20)	○滋賀県水産振興協会 的場氏 : 滋賀県 ・人工河川について
	↓ (3)	
10:46	安曇川北流河口	
	↓ (4)	
10:50 11:10	◎安曇川の梁(南流)(20)	○「四河」北船木漁協組合長 駒井氏 : 嘉田委員 ・梁漁と地域集団について

	↓ (15)
11:25 11:45	◎新旭町内 カバタ (湧水の活用) (20)
	↓ (5)
11:50 11:55	◎新旭町役場(トイレ休憩) (5)
	↓ (20)
12:15	合同井堰
	↓ (2)
12:17	関電荒川発電所(車窓)
	↓ (8)
12:25	関電高岩堰堤(荒川発電所用) (車窓)
	↓ (5)
12:30 13:30	◎道の駅くつき新本陣 【昼食】(60)
	↓ (15)
13:45 14:05	◎北川ダムサイト(北川) (20)
	↓ (20)
14:25	北川源流、生杉口
	↓ (30)
14:55	前川橋(針畑川合流の様子)
	↓ (5)
15:00 15:10	◎葛川支所(トイレ休憩、曙橋) (10) 明王谷、大津市葛川少年自然の家
	↓ (10)
15:20	花折トンネル (安曇川と和邇川の分水嶺)
	↓ (5)
15:25	大津市伊香立途中町の集落
	↓ (25)
15:50 16:10	◎堅田内湖 (20)
	↓ (10)
16:20	堅田駅(解散→懇親会)

○新旭町役場環境課 日爪氏 他(清水氏、安藤氏)
・湧水の活用、水環境カルテについて

○グリーンウォーカークラブ 青木氏 : 嘉田委員、村上委員
○朽木漁協組合長 沢本氏 : 倉田委員
・朽木の漁業について

○寺川委員
・北川ダム計画について

○琵琶湖博物館 井戸本氏、中川氏 : 川那部部会長
・堅田内湖について

※◎印はバスから下車する地点

< 淀川部会 >

1. 第8回淀川部会の概要

(1) 開催日時

平成 13 年 10 月 31 日 13:00 ~ 17:15

(2) 概要 (部会速報 (暫定版) : 11 月 27 日現在)

1. 第5回委員会の概要説明と委員長からの挨拶

- ・庶務より資料1を用いて、第5回委員会の概要についての説明があった。
- ・今回の部会に出席された芦田委員長より、「委員会でも次から課題等の検討に入るため、今日、課題の検討を行う淀川部会に出席させてもらった。委員会と部会が一体となって、良い河川をつくっていきたい」との挨拶があった。

2. 田中委員からの主な説明

- ・OHP、資料2を用いて、鴨川上流地域から下流の様々な川の表情をとらえながら、鴨川の現状が報告された。
- ・下流があつての上流ではなく、上流あつての下流だという認識を持つ必要がある。上流地域の環境保全が、流域全体の環境保全の基本だと言える。
- ・鴨川上流の現状あるいは提言、報告なりをさせていただき、今後の川の展望、あり方について皆さんに考えていただきたい。
- ・上流域沿いには、シャクナゲ、山桜、ヒダサンショウウオ、オオサンショウウオ、アジメドジョウ、モモンガといった山草や生物をはじめとした豊富な自然が残されている。こういった場所が存在するという事は、子供の学習機会ということを考えても重要なことである。
- ・下流地域(上賀茂地域)では不法投棄が行われ、廃材やコンクリートの破片などが川を占領している。また、川のすぐ横に焼却炉があり、1日中稼働して煙をあげている状況である。
- ・鴨川の、特に丸太町・今出川以北の空間文化・景観文化というのは、世界遺産に登録してはどうだろうかと言われているぐらい、非常に大切なところである。
- ・市街地は合流式なので、一定量の雨が降ると汚水が下水から鴨川に流れ込むので大変である。上流は若干ではあるが分流式に改善されてきた。国際都市、歴史都市を目指しているのであれば、この問題にも取り組んでいただきたい。
- ・また、鴨川についてはホームレスの問題もある。現在、橋の下で130名ぐらいが生活しており、この点も深刻であると思われる。

(質疑応答)

- ・産業廃棄物問題について、現在河川管理者はどのような対策を行っているのか。また、災害復旧工事は環境に余り配慮せず行われているという印象を受けるが、どうなのか。
- ・一般論として述べると、従来の災害復旧工事は非常に悪い評判だったが、現在では自然に配慮した工法以外は認めておらず、環境への配慮を大原則として行っている。(河川管理者)
- ・河川管理者は、河川区域内に産業廃棄物を廃棄することは認めておらず、現在我々が管理して

いる直轄管理区間では廃棄の実態は無いと考えている。田中委員からお話のあった上流域の管理者である京都府にも回答をお願いしたい。（河川管理者）

- ・京都府でも基本的には直轄管理区間と同じ考えでやっている。田中委員が言われた事例は河川区域を外れたところに不法投棄された例であるが、そのような場合、河川に影響を与えるという面から指導することもある。我々は不法投棄等を重大な問題と認識しており、府全体を挙げて対策本部を設置し、道路管理、保健衛生、警察も一体となった取り組みを行っている。（河川管理者 京都府）
- ・法律上の精神としては、産業廃棄物は最初の排出者が最終的な処理まで確認することとなっている。その精神に反して、不法投棄が行われていることについて、どこに問題があるのか、きちんと把握する必要がある。
- ・環境が河川法の中に位置づけられた以上、国土交通省は水質保全に関してもっと積極的にかかわり、調査、監視、指導に至るまで徹底して行う必要がある。資料3-2「検討項目、ご意見とりまとめ表」のなかに、「他省庁、省庁内、府県との連携」が挙げられているが、これに関連して産業廃棄物処理場に関する管理もしっかり行ってほしい。

3．河川管理者からの情報提供

- ・ビデオを用いて、木津川上流河川の平常時の状態と、9月10日の台風15号における増水時の状態が交互に、地点別に説明された。
- ・資料4「淀川河川公園基本計画改定に向けた提言」について以下の説明があった。
- ・資料4は淀川河川公園の整備の方策や方向を検討頂くために設立した、淀川河川公園フォローアップ委員会の提言である。この提言を受け、現在、淀川河川公園基本計画の改定案を検討している。
- ・河川公園と河川整備は表裏一体であるため、基本計画の原案を作成した段階で、再度淀川部会にて説明し、ご意見を伺った上で、河川整備計画とあわせて、計画をつくっていきたい。

4．検討課題についての意見

- ・部会長からの説明
- ・これまで、多くの現地視察を行い、委員の皆さんにもいろいろな考えが蓄積されてきたと思う。今回から、課題の検討に入る、ということで、事前に委員の方々から意見を集め、とりまとめた資料をお出ししている。ただし、資料は参考として出しているもので、これに固定するというものではない。
- ・今日は、まず総合的な部分の議論を主にお願したい。まず、委員全員に今のお考えを話して頂いた後に意見交換したい。
 - ・庶務による資料説明（資料3-1、3-2、3-3）
- ・資料3-1は、今後の議論や頂いた意見の枠組みについて、あくまでイメージとして示したものである。
- ・資料3-2は、委員と河川管理者から頂いた意見を要約し、資料3-1で示した項目に分類したもので、これもあくまで議論のたたき台として用意したものである。
- ・資料3-3は、委員や河川管理者から頂いたそのままのご意見を束ねたものである。
 - ・委員からの意見

- ・生物にとっては、資料3-2に記されている、「アジア、日本における琵琶湖・淀川水系の位置づけ」が最も重要な問題だと思われる。琵琶湖・淀川水系は他の水系と異なる、古代からの固有の生物群をもっているため、ぜひ河川整備計画の中にこのような視点を含めてほしい。
- ・治水面で見ると、キャラクターの違う3つの水系の集まりが琵琶湖・淀川水系だとすると、単川に近い水域とは少し違って、治水上のメリットを持っている水系かもしれない。このような点も生かした河川整備計画を希望する。
- ・河川管理というものを広くとらえた場合、国土交通省だけで行うには限界がある。例えば、廃棄物処理場の問題では廃棄物処理法、森林法に基づく担当省が絡んでいる。川を線でなく面にとらえるのであれば、これからは国土交通省だけでなく、多くの関係省庁が関わる必要がある。
- ・環境は一度破壊されるとなかなか原状回復できないので、事前に歯止めをすることが重要である。これまでの悪い結果を教訓にして、これ以上自然に手を入れないでほしい。河川事業というのは何かをすることも事業ではあるが、「触らない、保全する」ということも一つの大事な事業ではないか。
- ・消防士と同じような、水防を中心にした総合防災士という資格を与えるシステムをつくり、24時間対応できる体制を構築する必要がある。そのためには、ある程度の人員の確保や、専任で従事できるくらいの給与が必要である。次の世代を教育する防災学校も必要だと思う。淀川水系全体を国立公園に指定し、総合防災士が公園の監視や森林組合へ行くなど、いろいろな形に展開していくことを提案したい。
- ・川の生き物が安全に棲める川を復元したい。生き物が安全に棲める水は、人間にも安全である。河川整備計画の「環境」という言葉を「自然」に変えてほしいと思っている。治水と利水のための整備は、仕方はないが自然に遠慮しなからすべきだと思う。但し、河川利用といって高水敷や水域を利用することには反対である。自然は人々の心を穏やかにしてくれる側面がある。そういう側面をもっと有効に活用すべきである。川の生き物が安心して増えていく川を残すためには、せめて昭和46年の淀川の基本計画が決定された時期の川には戻したい。
- ・検討項目の提案に際して、川という総合的な自然を頭に置いて考えると、多くの項目を挙げる結果となった。もし可能であれば、追加募集を行い、一般傍聴者や行政の方々にも提案をお願いして充実してほしい。自分としては、今、追加したい項目として、「国土交通省で計画している阪神疎水の問題」「畿央地域に首都機能が移転する場合の水供給と環境への影響負荷について」を挙げたい。
- ・NPOを開かれた河川づくりに関係づけるための具体的なプログラムを考えるべきである。行政だけではできないことも多いので、NGOやNPOの育成とキャパシティビルディングを考えるべきである。また、土木工事と水防の関係が理解できる具体的な施策とする必要がある。
- ・河川工事を全部実施せずに、次の世代に残しておくということも考える必要がある。猪突猛進で全部やってしまうと、次の世代に必要な人材が育たないという事態にもなりうる。国土交通省をはじめ公共土木事業を担当する省庁がいかにコントロールしながら持続可能な開発を実施するのか。持続可能な開発を実現するためのプログラムを検討したい。
- ・川が景観的にも造園的にもよくなっているなかで、橋や護岸などの芸術性や雰囲気非常に目立ってきている。ヨーロッパの川では、橋や護岸の材質や色などが周辺とトータルにコーディネート

ネートされているのに対して、日本の川は非常に乱雑な外観であるように思う。このようなことにもこだわっていききたい。

- ・ 利水についても治水と同じレベルで中身を分析する必要がある。これまで治水についてはしっかりと進められているが河川利用や環境等を含んだ河川管理という大きな枠組みから見るとバランスがよくないと感じている。
- ・ 「河川管理者」は、管理だけでなく計画を作る立場でもあるので、もっと夢をもってやっていただきたい。
- ・ 総論として出されている意見は日本のどの川にもあてはまることなので、むしろ淀川のあり方を重点的に議論したい。今、目標としている河川整備計画の中でどうしようとしているのか、それが自然を守ることと矛盾するのかどうか、矛盾を避けるにはどうしたらいいのか、という観点から検討したい。
- ・ 河川整備計画を本気で考えたい淀川を実現させなくてはならない。淀川本川の高水敷には川の自然が何も無い。雨が降ったときには被害が起きない程に水が入ってくるような高水敷が存在する淀川があって初めて、河川整備計画が実を結ぶのではないか。
- ・ 山からの水が琵琶湖をへて大阪湾へ流れるように、川は最終的に海まで続いている。このようなことを踏まえて、川の位置づけをどう考えるかを基本に据えたい。
- ・ 同じ川でも農林水産省と国土交通省では考え方が異なり、国土交通省では川を食料生産の場と考えた取り組みがされていない。河川整備計画も治水中心になるのではと心配している。先程の委員のご意見と同じで、生物が棲んでいる川、水辺に草木が接触している川、そういうものを川と呼びたい。自然川という言い方をしてもいいと思う。今後、川のあり方を考える上では、生きものが棲める条件づくりが重要で、生き物が棲める川の持続性を保証できる限りにおいて公園などの利用が許されると思う。
- ・ 川は高地から低地へと瀬や淵を形成し、蛇行しながら流れるのが本来の姿で、洪水によって川幅や川筋が常に変化してきた。しかし、人口増加に従って、洪水による水害を防ぐために人間が川を制御し、自然破壊を大きくしていった。将来の川づくりとしては、河川環境を少しでも元に戻すべく努力する必要がある。源流域から河口まで魚が移動し、棲息できる河川整備計画とすべきである。そして、国土交通省、農林水産省、環境省等の関係機関等が連携する計画でなければ功を奏さない。
- ・ 琵琶湖・淀川水系は「近畿の顔」と言え、その顔がどれだけきれいに見えるかをかなり気にする必要がある。その時には水だけでなく、ライフスタイルや物質循環についての将来像も考えておく必要があるが、それをこの流域委員会で行うのは無理だと思うので、25年後、50年後の琵琶湖・淀川水系のあるべき姿を議論する場が別途必要ではないか。現在、科学技術総合会議で議論している日本の重点科学技術の中に環境が挙げられ、流域もキーワードとして入っており、この委員会がこのような動きに同調すると、重要な役割を果たすことができるのではないか。
- ・ 歴史や住民の思い入れがわかる形になっている川がいいと思う。「自然のままの川がいい」というご意見があったが、親の視点から意見をいうと、草が生い茂っている川は視界が遮られるため、安心という面で子供が自発的に親しめる環境ではないと思う。

- ・自己責任についての議論は総論の中に入らないのか。現地視察の時などに時々「自己責任」という言葉がでてきたが、子供が川にアクセスしやすくなれば自己責任を問われることになるなど、「これからは自分で考えて下さい」、という部分が大きくなるように感じている。
- ・川のそばに住んでいる者にとっては、やはり治水は大事である。ある程度、水があふれることを許すという議論があるが、危険の許容範囲についての議論が必要である。
- ・この流域委員会のことを知らない人もいるが、そのような人々も含め、幅広い意見をくみ上げる努力が必要である。
- ・河川のエキスパートである河川管理者の熱意や知識をもっと生かす仕組みがつかれないかと思う。住民は、いろいろ要望を持っていて、それが実現されない場合にその理由が分からない。接点がない限り、話し合いも理解も生まれないので、そのような所に河川管理者がもっと入りこんでいけばいいと思う。
- ・治水には、何年間に一度出る何トンの水に対応するためにこういう治水をするという目標があり、利水には、どのくらいの住民に対して何トンの水を取るという目標がある。しかしながら、「環境には目標値がない」ということが一番問題ではないかと思う。環境の目標について考えるには「健康な生態系とは何か」を考える必要があるが、今の生態学ではその問いに即答できない。ただし、生態系の目標値ができるまでの暫定的な一つの目標値の例として次のようなものが考えられる。樹林化した川に山鳥であるウグイスが繁殖した例があるが、ウグイスの来ないような健康な生態系にするには、河床を下げるが必要となる。その際、どの時代の河床レベルまで下げるのか、その理由は何かをこの流域委員会で議論していけば暫定的な目標値になるのではないかと思う。そのような目標値が決まれば、何もしない勇気というものを国土交通省には持ってほしい。それは立派な見識である。
- ・今後の検討を行うには、時間のレベルが問題である。生物の種のレベルで言えば1万年単位、地震であれば1000年、人口変動であれば100年、河川計画では10年レベルなどの話があるが、どういう問題をどういうレベルで考えるのか、を検討する必要がある。明日影響が出るものは今日止めれば良く、1万年かかって影響が出るものは、1万年前にやめなければいけないと考えると、非常に長い時間の単位で影響が出てくるものほど早く検討しなければならない。そういう意味で、時間レベルを踏まえて問題を設定し、選択していかなければならない。
- ・自分の生活、地域というものは省庁の管轄のように分断されておらず、全て統合されたものなので、「総合化」という考えが重要であり、具体的には行政間の調整、連携ということになる。廃棄物処理法、森林法、都市計画法等も含めて行政間の調整を行い、法律を変えるなど、総合的に実施しないと話が前に進まないの、総合的な施策をお願いしたい。さらに、私たち人間はどのような生活が欲しいのかということを議論した上で、ゴルフ場はいらない、ここは自然に帰す、などを考えると良い。
- ・グローバルと言うが、ローカルもグローバルも変わらない。現況を皆さんと共有し、総合的に見て自分の役割を認識していくことが重要である。そして、人のネット、人の知恵が働いたネットが様々な分野で働き出して、住民、行政、研究者がお互いに動き始めなければ、本当の意味でより合理的にはならない。合理的にするためには、住民、行政、研究者が交流を行い、この流域委員会終了後も、いろいろな分野でこのような交流会が実施されるように活動したいと

思う。

- ・理念や目標を明確にして、それらをベースに具体的な姿を描くとともに、その目標値が何なのかを検討することが大切である。淀川部会では、現地視察、勉強、議論を行ってきたが、2年、5年、あるいは10年ぐらいたった後に何も残らない可能性があるのではと危惧している。この流域委員会は全国的に初めての試みなので、何年後かに非常に良かったという具体的な何かを行うべきだという感想を抱いている。

・ 欠席委員からの意見紹介

庶務より、資料3-4をもとに欠席した委員からの意見が紹介された。

- ・「ハードウェア的なものからソフトウェアへ比重を置くべきである」「従来は河川管理者は利水と治水の河川技術者であったが、今後は総合的に管理できる人、あるいは組織が変わってほしい」など、10項目の今後転換すべき事柄についての意見が基本的な考え方、具体的方向、個別の項目において述べられている。
- ・従来の行政中心の計画から市民とのパートナーシップのもとでの計画のメニューをオープンに展開し、お互いの理解の上で計画を詰めていくべきである。そのためには、環境問題も含めて、流域全体での現状認識を官民同じレベルでやっていく必要がある。

・ 河川管理者からの説明

- ・当日配布資料『河川整備について、従来型から今後どのような転換をすべきか!』とスライドを用いて、「河川整備の基本的な考え方に関する3つの転換」について説明があった。

第1の転換：「人間の利害の視点」からの河川整備 「河川の視点」および「人間の利害の視点」からの河川整備

これまでは人間がどうすれば被害を受けないのか、いかに川を利用しやすいようにするかという「人間からの視点」で河川整備を行ってきた。今後は、水、土、生物（人間含む）等によって構成される複合体である「河川系」という視点を加えて整備を進めていきたい。その際、「河川からの視点」と「人間からの視点」を同等に位置づけていく。

第2の転換：「河川を拘束、制御する」 「河川に生かされる」

浸水に対してしたたかにやり過ごす地域づくりと洪水時の破壊的なエネルギーが破堤により一気に解放されることによって起こる壊滅的被害の回避を優先する。同時に浸水常襲地区の浸水頻度を低減することを推進する。また、渇水時の対応とのバランスを考えつつ、河川の水量は生態系のためにできるだけ自然のまま流すように工夫する。

第3の転換：「硬直的目標設定型計画」 「順応的フィードバック式計画」

1度設定した目標に向かって、硬直的に整備を進めるのではなく、皆さんの合意を得た基本的な考え方のもとで優先順位をつけ、環境への反応などを考えながら整備を進めていくフォローアップシステムの確立が必要ではないかと考える。

・ 部会長のとりまとめ

- ・今日は、全委員から意見を出して頂いた後に意見交換をしたいと言ったが、時間の余裕がなくなってしまった。しかし、これでもいいと思う。今日をスタートにして、今後、意見を出し合いながら、その中で出てきた議論すべき項目について時間をかけて議論していきたい。
- ・平成9年の河川法改正に大きなインパクトを与えた平成7年の河川審議会答申では新たな視点として「生物の多様な生息、生育環境の確保」をはっきり言っている。本日の各委員の意見とも共通点が多い。つまり、各委員の基本的な理念、川の今後のあるべき姿についてのイメージは、今の河川管理の転換の大きな流れにのっとったものであり、それほど大きく違ってないと感じた。
- ・大きな、抽象的な理念としては一致していても、具体的な問題となるとかなり差が出てくる可能性があるので、その点についてこれから議論していく必要がある。

5．一般傍聴者からの意見聴取

- ・淀川は、人間ばかりでなく、鳥にとっても大変大切なところで、多くの野鳥が棲息しているが、最近減少している。淀川水系が1,600万人の命を支えている水源であることを考慮すると、やはり川を自然のままにすることが大切である。河川公園をグラウンドに利用することについても、自然を考慮して、最小限に抑えていただきたい。これまでの河川行政により、今は洪水がほとんどおきなくなっているので、今後は、治水よりも環境を主とした河川整備を考えてもらいたい。自然が豊かになると、水もきれいになり、魚も帰ってくる。それが、下水もきれいに流そうという動きにつながり、計画も出来上ってくるのではないか。

6．次回の部会について

- ・今日は、基本的な考え方について意見を出して頂いたが、次の部会では、出して頂いた基本的な考え方がどのように具体的に従来の河川整備と違った形で現れるか議論をしたい。出された個別の問題について議論するとともに、今日できなかった基本的な考え方に戻っての議論も行っていきたい。個別の問題もたくさんあるので、今日の配布資料に挙がっている皆さんから提出頂いた検討項目の中から議論する項目を整理して、次回のご案内と一緒に送付したい。（部会長）
- ・次回の部会での議論の進め方について意見があれば出してほしい。（部会長）
- ・理念だけ走ってしまうと、全然具体に返ってこなくなるため、具体と理念を行き来して議論するという事は、とても大事だと思う。また、議論の進め方として一つ一つ段階を経る方法もあるが、実態をアトランダムに出していき、皆さんがその実態に対してイメージを自分なりに持っていくという方法もこれからはあると思う。

7．意見交換

- ・資料3-1に示されている枠組みは、「治水・利用・環境」となっているが、なぜ「利水」ではなく「利用」なのか。「利水」の考え方を変えよう、ということなのか。
- ・この枠組みは1つのイメージとして示したものであり、あまり気にせずに意見を出して欲しい。（部会長）
- ・淀川の生物、歴史、風土の背景をもった「淀川スペシャル」の河川整備計画とするためにはどうすればよいか、を早目に詰めておくべきだと思う。どこにでもある計画ではつまらない。
- ・今日の資料は治水、利用、環境というくくり方で検討項目が整理されているが、今後議論する

際、そのくり方自体が問題であり、その辺りを整理しておかないと何をセレクトして議論すべきかがまとまらないと思う。また、先ほど委員からも意見があったが、今のところ住民や自治体が何を課題と考えているかは、全く聴いていないので、委員や河川管理者以外の人々の意見を吸い上げる仕組みについてもこの部会で議論してほしい。（河川管理者）

- ・河川管理者が言われた、住民意見のくみ上げについては、各部会ばらばらに実施するのではなく、全体での考え方を決めておくべきだと思うので、運営会議なり、委員会で議論して決めてほしいと思っている。（部会長）
- ・枠組みの問題については、あまりとらわれず、まずは個別の問題を通してこれまでのやり方をどう転換すべきかを議論しなければならない。どの枠組みで議論しても、具体的な内容には変わりはないと思う。（部会長）
- ・基本的な考え方は、今日皆さんから出た「多様な生物が棲息できる状況に戻す」であり、これを踏まえてどう具体的に転換すべきかの議論を進めると、最後のまとめで枠組みや、その名前は変わるかもしれない。しかし、枠組みについても議論する必要があるので、次回は最初に枠組み的なことについても意見交換していけばどうかと思う。（部会長）
- ・これまでの部会では、議論が全くされず、説明を聞き、それぞれ感想を述べただけであった。議論で決めることと決められないことがあるが、個別の問題は治水、利水、環境全てに関わってくるので、問題点をできるだけ早く示し、それを理解できるように勉強しなければならない。
- ・この流域委員会を一人でも多くの人に知らせ、どのような経緯のもとで実施しているのかをもう少しPRしてほしい。少しでも報道関係者に参加してもらい、一人でも二人でも住民の声をくみ上げられるような場づくりをしていくことが大切だと思う。
- ・これだけの規模の会議では膝をつき合わせての議論は難しいので、有志を募る形で勉強会を立ち上げてはどうかと思う。
- ・いろいろな問題が起こって、溢れてきているところをしっかりと知る、ということが大事である。また、最近いろいろな催しもあるので、委員がそれぞれに住民が何をどういう風にどの程度考えているのかを探してほしいと思う。
- ・一般の人々にはこのようにいろいろ教えてもらう機会がない。また、サイレントマジョリティーの意見はこちらが努力しないと汲み上げることができない。一般の人は何かきっかけがない限り理解は深まっていかない。
- ・出てきた意見を汲み上げること自身とても大事なことで、水面下のものを汲み上げることにはある意味とても大変である。今、意見を受け取る受け皿はたくさんできており、関心があればつながっていく状況は生まれている。
- ・我々が出した項目が資料3-2に出ているが、これに異論が無いとは言えないので、委員に対して2次、3次募集するとともに、一般住民や行政の人々も項目の提案を行えるようにしてほしい。そのためにも今日の資料に示した項目を未定稿という形でホームページ等で公開してほしい。
- ・出された意見を何かの体系をベースに付加していったら、検討項目が全体的に網羅されるようにすれば、辞書のような形で役立つのではと思う。
- ・検討項目について一般に意見を求めるという提案は、住民意見の聴取の考え方に関係する。今

日の資料は、一般に公開し意見を求めることを前提につくったものではないので、一度検討したいと思う。住民意見聴取については、全体として実施するもの、部会ばらばらで実施するものがあるのかもしれない。理念などについては、他の部会でも議論されるものといえ、一方、淀川の地域特性を考える上では部会で個別に意見を聞いてもよい部分も出てくると思う。そのような事項は、整理をし、時期を考えて、意見をくみ取りながら議論をしていけばよい。（部会長）

以上

注1：この速報（案）は、現在関係者に確認中のものであり、今後修正等が加わる可能性があります。速報が確定し次第、HPへ掲載し、委員の方々には送付いたします。

注2：委員名については、情報提供を行った委員のみ記載しています。

2 . 第 9 回淀川部会の概要

(1) 開催日時

平成 13 年 11 月 26 日 15:00 ~ 19:00

(2) 概要

i) 検討課題についての議論

- ・詳細は速報作成中のため略

ii) 住民意見の聴取・反映方法についての議論

- ・詳細は速報作成中のため略
- ・来年の 1 月下旬頃に “ 広く一般の意見を聞く会 ” を実施する。

iii) 次回の以降の部会の進め方について

- ・第 8 回 : 1 月下旬頃をめぐり日程再調整
- ・第 9 回 : 2 月 5 日 開催
- ・第 10 回 : 3 月 14 日 開催

<猪名川部会>

1. 第5回猪名川部会の概要

(1) 開催日時

平成13年10月9日 16:00～19:45

(2) 概要(部会速報(暫定版):11月22日現在)

1. 第5回委員会の概要説明

・部会長及び庶務より、第5回委員会の概要についての説明があった(資料1参照)。

2. 猪名川の現状(人と川との関わり等)に関する情報提供

河川管理者からの主な説明

資料2-1を用いて、猪名川の現状(人と川との関わり)についての説明が行われた。

・川(洪水)から災害を防御

- ・平常時より防訓練を実施し出水時に備えている。また、各地に水防倉庫を設置しており、土嚢などの非常用物資などを備蓄している。
- ・水防体制として、府県や関係市の水防担当者が直轄区間の重要水防箇所の点検を行っており、左岸、右岸で各市の担当区分に分けて水防活動に協力して頂いている。また、洪水予報と水防警報は、小戸水位観測所を基準として警戒水位に達する1時間前に「待機」「準備」次いで30分前に「出動」を出している。日常においても、河川巡視を行っている。
- ・住民に対しては安全で的確な避難行動がとれるよう、過去の浸水地域や避難場所、ルート等を示したハザードマップが公表されている。
- ・猪名川は、流域の都市化が進み一気に水が流れていくこと、下流に河川改修が未完成のところがあること、上流の開発がさらに進んでいることなどの理由から総合治水対策を実施している。対策としては、「流域」「河川」「その他」の3つで考えており、流域については保水地域、遊水地域、低地地域を設定している。保水地域では一定規模以上の新規開発の際の調整池設置の義務づけや自然地の森林保全を、遊水地域では盛土の規制などの対策を行っている。

・川の利用

- ・利水の内、農業関係では流域市町村の米粗生産額が昭和40年をピークに下がり、田畑についても面積が減少している。漁業は、アユ、ニジマスなどの放流が行われている。
- ・6市2町で猪名川の水が飲まれており、川西市、豊能町では100%、池田市、猪名川町では70%以上が猪名川の水である。
- ・渇水時の対応は、利水者、大阪府・兵庫県の水資源担当部局と河川管理者による猪名川渇水調節協議会を開催し、一庫ダムの貯水率や長期的な天気予報等を目安に渇水調整に入る。近年では平成6年から7年にかけて、延べで271日、上水の最高で30%の取水制限が行われた。
- ・河川敷364haに対する高水敷の割合は13%(47.5ha)で、高水敷の内67%(31.9ha)が占用公園として利用されている。また、都市公園における猪名川の河川敷占用公園の割合は、池田市で89%、伊丹市で12%となっている。

- ・猪名川の利用形態についてはスポーツや散策などに利用する人が多い。利用場所は高水敷が最も多く、70%を占めている。

．川の文化

- ・各市において、高水敷や堤防天端を利用しているいろいろなイベントが催されており、中学生のマラソンや川の日記念イベント、河川敷の清掃、野草教室などが開催されている。
- ・猪名川流域の特産品としては伊丹や池田の酒、茶道に使われている池田炭などがある。池田市の細河地区は宝塚市の山本地区とあわせて、日本で植木の四大名産地となっている。

．川的环境

- ・昨年、地域住民と連携してワンドを整備した。また、河川をショートカットした際に残された部分の水面を利用して、公園を整備している。
- ・堤防から直接建物の2階へ行くことができるように通路を整備したり、堤防から高水敷の公園につながる坂路を緩い勾配にして、車椅子が利用できるように整備している。

．地域住民との関係について

- ・資料4 - 1、資料5 - 2を用いて、猪名川工事事務所等と関係のある地域団体の説明と、地域団体の一つである阪神高速道路対策川西連絡協議会と猪名川工事事務所との経過について説明が行われた。

(質疑応答)

Q：総合治水対策メニューの遊水地域の箇所に「都市計画法による市街化調整区域の保持」

「盛土の抑制」とあるが、猪名川流域で遊水地域に指定されている地域はあるのか、あるとすれば、盛土の抑制というのは自治体の条例などで行っているのか、国の方でやられているのか教えてほしい。

Q：総合治水対策メニューの中の河川対策と流域対策をどういうバランスで計画され、流量をどのように配分されているのか、そして、実績として何%達成されているのか教えて欲しい。

A：今は資料を持っていないので、次回、回答させて欲しい。(河川管理者)

池淵委員からの主な説明

OHP及び資料2 - 2を用いて水循環についての説明が行われた。

- ・6000年前の近畿地方は、海が現在よりも内陸に相当進入していたが、河川から流れ出る土砂の堆積や埋め立てなどによって、猪名川流域においても陸地が拡大している。
- ・日本の年平均降水量は他の国と比べても多いが、面積が小さい割に人口が多いため、人口一人あたりでは少ない。明治以降の年平均降水量の推移を見ると、最近の傾向としては変動が非常に大きい。
- ・降水においては季節変動と時間的集中化が特徴である。地形特性としては堆積地形が主であることなど、土地利用では下流低平地に人口や資産が集中していることなど、流出特性としては流量変動が大きいことなど、人口・水利用では人口が過去100年で4倍に増加していることなど、がある。
- ・森林には水源涵養機能というものがあり、雨が少なくなると森林等で遮断されたり、土壌を湿らせるため流量は出てこず、降り続けると流量が出てきて、さらに降り続けると流域が飽和

状態となって降った雨はそのまま出てくるようになる。

- ・モデルによる試算では、猪名川流域の一庫上流域で 110～120mm の雨量に達すると雨が直接流れ出るようになる。一庫上流域の市街地を山地に戻した場合は、昭和 28 年の実績降雨でピーク流量が $16\text{m}^3/\text{s}$ 減少するが、量的にはそう多くない。
- ・森林は中小洪水に対してはかなりの洪水調節機能を有するが、大洪水となると流域は流出に関して飽和状態となり、特にピーク流量の調節という面では期待できない。ただ、森林は水源涵養機能の他に多くの機能を持っているので、森林の整備保全が重要であることには変わりはない。
- ・森林の洪水・渇水緩和機能を超える洪水時や渇水時では、被害の軽減などをはかるには、ある程度の水準をもった森林以外の治水、利水機能を確保することが不可欠である。どの程度の安全度とするかは、議論があると思うが、森林だけでは限界があると思う。
- ・下流の都市域の水循環としては、非常に浸透しにくい面が多いのと同時に、下水道など人工循環系のシェアが非常に大きい。
- ・南海地震の発生確率が大きな数字で発表されているが、大阪湾の湾口等では津波を考えなければならぬ。特に下流域では高潮或いは津波を想定しておく必要がある。また、地球温暖化により、世界的にも変動が大きくなってきていることから、渇水や洪水の頻度を警戒していく必要がある。

(質疑応答)

- ・高潮という切り口から説明されたが河川管理の役割を広くとらえた場合、防災計画における河川空間と水の役割の明確化というようなことがモデルで提唱されているので、そういった面も取り上げて欲しい。
- ・南海地震のシミュレーションで、津波が大阪湾に入ってくる時の波高などのアウトプットを防災研究所でも算出しているようなので、高潮防潮堤を上回る波高になるのかなども含めて用意できれば提示したい。(池淵委員)

Q：市街地を 10%山地に戻すと流出量は 1%減少するというお話だったが、100%山地に戻すとどうなるのか。やはり流出量は 10%減少する程度なのか。ピーク流量の減少としてはそれほどあてにはできないのか。

A：モデルでシミュレーションしていないので、算出してみたいが、山地のパーセントが増加した分だけピーク流量が減少するとは予想はしていない。(池淵委員)

Q：愛知の洪水のように 500mm 程度の雨が集中した場合、ダムを造っても駄目だという試算はないのか。また、余野川ダムなど今猪名川流域で計画されているダムが完成した場合、500mm の雨が降った場合にはもつのか。

A：東海豪雨並みの降雨の場合には、一庫ダムを空にしておいて、流入してくるものは全て貯め、それを超えるものを流すという考えだと相当の効果があると思うが、そういった想定シナリオをまだ描いていない。余野川ダムなどが完成しても、500mm の降雨ではもたない。従って、どのくらいの安全度、リスクまで頑張るかを決めて、それを超えるものについては氾濫するが、死傷者だけは出さずに、床上、床下浸水は覚悟するという選択が必要とな

ろう。400、500mm がどのくらいの確率で起こるかは計算できるが、それをこの流域の合意としてがんじがらめで防御するのがいいのかどうか、という議論がある。（池淵委員）

A：第1回猪名川部会資料3に、大きな雨が降った場合、ダムはどうなるかということについてモデル的に試算した資料を載せている。ダムもある計画値を想定して運用しているため、計画を超えるような大雨が降れば、パンクする。（河川管理者）

Q：針葉樹林と広葉樹林で違いがあるといった細かいデータはないのか。

A：樹種による違いがどの程度出てくるのかといった、試験地サイドでの事例がほとんどないのが現状である。もし提示できるようなデータがあればと思う。（池淵委員）

松本委員からの主な説明

OHP及び資料2-3を用いて猪名川に生息する生物（魚類）についての説明が行われた。

- ・自分の所属している団体では、生き物調査等を行っている。そのデータをもとに話をするので、定量的、専門的なデータをもとにした話ではないということ、初めに断っておきたい。
- ・猪名川の生物相、特に魚類については、まだ十分調査されていないのではという感想を持っており、そういった面から説明したい。
- ・猪名川流域には細かい分類をすると40種類くらいの魚が生息していると思われる。用水路或いは小河川が流入している部分に魚が集まる傾向がある。
- ・猪名川では、ギギやナマズが比較的豊富にいる。下流の方でも藻の群落が点々とあり、小魚のゆりかごになる場合が多々ある。また、深みがあって少し淵になっているような場所にもいろいろ集まってくる。
- ・ムギツクは、岩場や障害物の多いところに生息しているが、今、減少が非常に著しい魚である。河川改修が進むたびに減少しており、平瀬が多くなっているのが原因の一つと考えられている。
- ・スジシマドジョウは、大阪府下では非常に稀少になっており、猪名川では絶滅の危機にあるのではないかと考えている。
- ・河川は非常に著しく形態や環境を変える。過渡期のある時期にある環境があり、そこに出現する魚もいるのではという思いもある。
- ・カワヒガイ、タナゴといった種類は二枚貝に産卵する習性があるが、猪名川流域のみならず、二枚貝は全国的に非常に減少している。二枚貝の生息する環境を取り戻さないとタナゴ類は戻ってこない。
- ・猪名川には淡水魚、貝類が多く生息しており、まだ捨てたものではないが、今のまま放っておくと、どんどん絶滅する種類も多いのではないかと、ということ結論として言いたい。

（質疑応答）

Q：猪名川水系の場合、大阪府のレッドデータと兵庫県のレッドデータがあるが、大阪府の方は参考になるのか。

A：大阪府の方が比較的ポピュラーなものを準絶滅種などとして取り上げている。大阪府の方には猪名川のデータが十分反映されていないという思いがある。資料2-3には、猪名川の大阪に属する場所で生息している魚を意識的に載せた。（松本委員）

3．意見交換

質問書に対する回答について

米山部会長より、9月10日に環境にやさしい街づくり推進会より出された質問書に対する回答(案)が提示され、内容について議論が行われた。

- ・「整備計画に対して拘束力、強制力は持っていない」と断言するのはどうかと思う。拘束力、強制力という言葉が適切かどうか分からないが、意見は反映されるのではないかと。
- ・以前委員会で河川管理者が、流域委員会と河川整備計画の関係について言われた言葉を、もう一度確認したい。
- ・法的には、この流域委員会は、河川管理者が作成した河川整備計画の原案に対して「意見を聴く場」である。ただし、我々としては、意見が出れば尊重するつもりである、と説明している。「意見が尊重されると理解している」という表現も考えられるのではないかと。(河川管理者)
- ・(案)の中では「整備計画」と記述されているが、曖昧なので「新河川法の河川整備計画」と記述した方が良いのではないかと。
- ・この議論を受けて(案)を修正し、返事することにしたい。(部会長)

猪名川モデルおよび河川整備の方向性について

米山部会長より、資料3について説明が行われ、内容について議論が行われた。

・猪名川モデルについて

- ・資料3(骨子案)は委員それぞれにプランを立ててもらうためのたたき台として出している。また、委員から意見が出やすいよう、河川管理者寄りの案となっている。この案についてそれぞれ意見を言って頂きたい。(部会長)
- ・この案をスタートとし、各委員の意見を十分に聴いて頂き、具体的対策としてはより広い、包括的なものも入れてまとめ上げていけば良いと思う。
- ・新河川法では治水、利水、環境を同列に扱うという大前提があるのにもかかわらず、この案ではそうっていない。これまでの開発や水需要を後追いつける論理で、まず洪水対策、水需要の対策に目標が置かれており、環境が一番後ろに後退してしまっている。
- ・現在の計画で今の需要を乗り切るとしても、その後人口が減ってきたときにどうするのかというビジョンを最低限考えるべきである。ダムを取っ払う計画を30年、50年後のビジョンの中に持ってくる中で、今の計画は都市河川だから仕方がないと位置付けて、両者の間につながりを持たせないといけない。
- ・具体的な施策として記述されている余野川ダムについては重点的に考える必要がある。ダムの利水、治水上の必要性の検討も必要ではあるが、環境の面からも考えなければならない。そういう面で、一庫ダムでは選択取水装置や曝気装置などの装置を備えているが、それでもまだ十分でない点があるので、自分なりに分析して、次回に間に合えば意見を提出したい。
- ・この案は、誰かが強い異議を唱えなければ、この方向で進んでしまう流れではないかと当初から感じている内容である。しかし、自分には適切な反論、代替案を出せる材料や根拠をまだ十分に持ち合わせていないのが現状である。
- ・将来的に、国は消えたとしてもシステムは残る。水を管理するシステムを残さないと人は生きていけないからである。国土交通省が消えても、猪名川のネットワークは全国につながっている、そのようなところまで考えておいた方が良い。(部会長)

- ・ アフリカでは最新の文明を享受する人がいる一方で、8～9割は最貧困層である。日本が将来そうならないという保証はない。この案の最後につけた資料にもあるように、今後の人口減少を見越してこれからどうするか、という話である。それぞれ幸せな生涯を完結して送れるところに着地できればと思っている。（部会長）
 - ・ 環境、治水、利水のバランスについて
- ・ ダムを造っても、洪水を完全には防ぎきれないのであれば、ダムを造った場合と、造らなかった場合の洪水被害の程度と、それぞれでの水辺環境、植物、魚の状況を示した上で選択していくものだと思う。50年に1日の洪水を防ぐために残り99%の日はずまらない川で過ごすのか、1日の洪水を許容して環境豊かな所に住むのかといった選択になると思う。
- ・ 今までの水資源開発は過剰ではないかという意見もあるが、渇水が短いタームで起こってきていることや地球温暖化の進展など、地球環境の変化を考えるとそうでもないのではないかと心配しすぎかも知れないが、このまま温暖化が進むと、今の水資源を将来ずっと確保できるのか、という思いもある。費用面や環境との共生も考え、どうソフトランディングさせるか考えていくことが一番の課題である。
- ・ 従来は人の命、暮らしを守るために治水や利水の工事が行われてきた。その代わりに川が死んできているのではないかと。環境も人間の暮らしには大切なものであり、次の世代に伝えていくべきものである。そういう意味では、治水、利水と環境のバランスをどうとっていくかが大切である。
- ・ 遊水池などを整備する前提となる基準を見直してみることによって、工事の方法や規模も変わり、環境を優先できる場合もあるのではないかと。特に、余野川ダムは、今の計画通りのものが本当に必要なのか見直す必要がある。環境を考えて計画を立てるべきである。
- ・ 水需要の増加に対応した対策をとるのではなく、国土交通省として節水を呼びかけ、水利用をセーブさせることも重要である。その結果、ダムが一つ必要ではなくなるかも知れず、環境が守られる場合もあるので、そのような取り組みも整備計画の中に位置付ける必要がある。
- ・ 現在の施設で十分かどうかを決めるには、洪水や渇水に対してどの程度の安全や水準を確保するのか、という合意が必要である。このようなことを踏まえて、余野川ダムにシフトした議論ではなく、バランス、ソフトランディングを考えた議論を行っていきたい。合意の結果として余野川ダムも必要なくなる場合があるかも知れない。
- ・ 日本はあるレベルの生活水準を達成しており、現在は一層の豊かさを求めるのではなく、もっと環境に配慮した、自然と接して過ごしていけるようなことを求める、そういう段階に来ている。それを認識した上で、ダムなどについても考えていくべきである。
- ・ これまでの議論を聞いて、治水・利水・環境のバランスが大事だということが委員共通の認識だと受け取った。河川管理者としても、委員の方にきちんと判断して頂けるよう最大限の情報、現状や課題を提供したい。ある目標を立てたとき、それをダムで対応するのか、河道で対応するのか等の議論があると思うが、いろいろな代替案とその軽減策について分かる範囲で提示するので、議論頂きたい。（河川管理者）
- ・ 浸水を許容するという話があったが、浸水するという前提で生活していた昔に比べ、最近は浸水は起こらないと思いついて生活している人が多いことが心配である。今は一度浸水が発生す

ると、相当被害があるという実態もあるので、その実態も良く見て、バランスをどうとるかということを考えて欲しい。そのために精一杯、情報提供させて頂きたい。（河川管理者）

・今後の河川整備の課題、方向性について

- ・河川のことを考えたとき、高水敷のあり方は非常に重要な問題である。現在、高水敷のほとんどが占用公園となっており、その大半が運動公園である。猪名川は特にその割合が高いのではないかと感じる。都市の中の自然は河川しかない状況である。環境といいながら、その河川に運動公園が整備されているのは問題ではないかと思っている。
- ・一度水が汚れるとそれを浄化するには非常にコストがかかる。元々の水がきれいであれば大きなコストはかからないため、水源を常に清浄な状態にしておくことが一番大事である。
- ・ダムについては最初から賛成、反対という立場ではない。状況によってはダムを造った方が環境に良い場合もあり得るかも知れない。ただ、一般論を言えばダムを造れば水質が低下するため、それを下流でどう補うのか、全体での河川の維持管理を考えていくべきである。
- ・個人的な感想としては工事のたびに川は荒れ、魚の種類が減って単調になっていくことをずっと経験してきている。源流では本当にきれいな箇所がなくなる一方で、中・下流の水質の悪化は止まっており、全般的に中程度の水質という感じに全国的になっている。猪名川の山奥の開発で、さらにきれいな部分が失われるが、本当に地域住民が望んでいる工事になっているのか考えていきたい。
- ・環境を考えて、専門家が考案した部材等も活用すればよい。また、人と自然との関わりにおいてはインタープリターが重要であり、整備計画にも位置付ける必要がある。また、氷室のように、今は必要なくなった技術でも、次の世代のために残した方が良い技術を伝えていくことも必要である。
- ・開発をした後に自然を再生する努力は必要だが、その前に自然破壊を伴う工事は本当に必要なのかを、まず考える必要がある。人間が自然を復元することは不可能であるので、再生よりも工事の見直しをまず考えてほしい。余野川ダムの水没地域の森林の豊かさを見て、これを本当に水没させるのか、もう一度考え直す余地があるのではないかと強く感じる。
- ・水収支で考えると、猪名川流域は雨の少ない瀬戸内海気候に属しているため、絶対量としてはまだ足りないように感じる。今のように、降水量の変動が激しい状況では、現在、湯水をほとんど経験していない猪名川の都市住民も、今後、博多の人々のように何年かに一度は大きな湯水を経験する可能性がないとも言えない。その上で、利水面で余野川ダム整備の可能性も考える必要があると思っている。（部会長）
- ・現在、物質的に豊かに暮らすことができるのは、過去の遺産のおかげであり、私たちも次世代に資源や自然環境を引き継いでいく義務がある。そのためには、今のライフスタイルを変えていく必要がある。暮らしが変われば許容の範囲も変わり、多くの環境を次世代に伝えることができる。人々が自然や河川と触れ合いながら、自分の暮らしを川から学ぶことでライフスタイルを変えていく、このようなことも整備計画に含めていく必要がある。
- ・余野川は、猪名川流域の中で海から源流までつながっている貴重なルートなので、せめてそういう川を一筋だけでもこのまま残して欲しい。それが一つの財産になるのではないかと感じる。
- ・10年、20年で人間の価値観は変化するため、変化する価値観や生活に伴って計画自体も見直

していくという柔軟な対応が必要である。20年後の日本人の生活や地球の環境がどうなっているのかという視野で今の開発を見直して欲しい。そのために、柔軟に事業を見直す際には私たち住民も参加させて欲しい。

- ・猪名川の特徴は我々にとっては、総合治水であり、流域全体で考えることだと思っている。また、都市河川であり、治水も利水も環境も考えなければならない点も特徴である。その辺りも議論して頂きたい。(河川管理者)

課題・意見募集について

- ・淀川部会では、委員の方から今後検討すべき課題を募集しているそうだが、猪名川部会でも同じようなことを行い、次回の議論のたたき台にしたい。(部会長)
- ・今後の検討課題を考えるにあたって、これまでの資料について疑問点が出てきた場合、どこへ問い合わせればよいのか。
- ・それぞれ担当は違うが、窓口は一本化する。数単位の勉強会に呼ばれて行くのも、個別に説明に伺うことも可能なので、庶務を通して質問を出して欲しい。(河川管理者)

4．一般傍聴者からの意見

- ・国土交通省は、「この委員会の法的な位置付けは『意見を聴く場』である。」と言っていたが、意見を聴いた後の検討内容についても情報公開して欲しい。余野川ダムは何年も前にできた計画であり、水需要なども変わってきているので、この部会では一度白紙に戻した上で、議論して欲しい。
- ・「関西のダムと水道を考える会」からは、琵琶湖部会と淀川部会への要望はすでに出ているので、猪名川部会についても期待して待ちたい。(部会長)

5．次回以降の部会について

- ・次回、第6回部会は12月18日(火)、17:00~20:00の3時間で実施する。
- ・課題・意見募集については、11月15日ぐらいを目途に庶務宛に提出する。次回部会での議論のたたき台にする。
- ・河川管理者に質問したいことがある場合には、庶務へ問い合わせる。

以上

注1：速報は、会議の概要をできるだけ早くお伝えするものであり、随時修正される可能性があります。なお、議事内容の詳細につきましては議事録をご確認下さい。最新の速報及び確定した議事録はHPに掲載しております。

注2：委員名については、情報提供を行った委員のみ記載しています。